

遊佐町地域福祉計画（第4期）

第3期遊佐町地域福祉活動計画



令和4年3月

令和6年3月 一部改定

遊佐町・遊佐町社会福祉協議会

はじめに

少子・高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化など社会情勢や家庭環境が大きく変化し、これまで地域社会が持っていた個人と地域の「つながり」が希薄となり、人と人とがふれあい、お互いに支え合う機会さえ少なくなってきた状況の中で、子どもや高齢者への虐待、ひとり暮らし高齢者や、認知症高齢者の増加など何らかの支えを必要とする人々が、不安や孤立感を抱えるケースが非常に多くなってきました。

平成29年3月に策定した「遊佐町地域福祉計画（第3期）」では、平成28年11月、新たに町の最上位の計画である「遊佐町総合発展計画」が策定されたことにより、理念等の見直しを行うとともに、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者への対応を新たに追加しました。急激に進む高齢化に対応した地域包括支援システムの構築など、地域による支え合い体制づくり、地域を支える人づくり、また少子化対策としての子育て支援体制の充実など、地域福祉を推進するための指針として策定しました。

このたび、令和3年4月より施行された「改正社会福祉法」に基づく地域福祉の推進に関する取組を再構築したうえで、昨年実施した町民アンケートの結果に基づき、本計画の内容を見直したところであります。

今後は、遊佐町総合発展計画の理念にもあります「オール遊佐の英知（町民力）を結集」をめざし、基本目標の「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり」の実現に向けて、地域の皆様や関係諸団体と力を合わせながら、取り組んでまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、計画見直し作業にご尽力いただきました策定委員会の委員の皆様、関係団体の皆様をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

遊佐町長 時田 博機

目 次

◇遊佐町地域福祉計画(第4期)

第1章 地域福祉計画の基本的な考え方	1
1 地域策定の背景.....	1
2 地域福祉の必要性.....	2
3 「地域福祉計画」とは.....	3
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	5
6 計画の策定方法.....	6
第2章 遊佐町の現状	6
1 人口.....	6
(1) 総人口および年齢3区分別人口割合の推移.....	6
(2) 世帯数の推移.....	7
(3) 人口の将来展望.....	7
2 地域福祉を取り巻く現状.....	8
(1) 子どもを取り巻く現況.....	8
(2) 高齢者を取り巻く現況.....	9
(3) 障がい者を取り巻く現況.....	12
第3章 地域福祉推進に向けた基本的な考え方	13
1 基本理念.....	13
2 基本目標.....	14
3 地域福祉計画の体系.....	15
第4章 地域福祉を推進していくために	16
基本目標1 健康で安心して暮らせるまちづくり	16
(1) 相談支援体制の充実.....	16
(2) 健康づくりの推進.....	16
(3) 地域の防犯や災害に備えた体制の整備.....	17
(4) 虐待防止と権利擁護体制の充実.....	17
(5) 生活困窮者への支援体制の充実.....	18
(6) 再犯防止の推進.....	18
基本目標2 地域の支え合いづくり	18
(1) 安心して子供を産み、育てられる環境の整備.....	19
(2) 高齢者・障がい者が安心して生活できる支援体制の確立.....	19
(3) 地区・自治会による活動の推進.....	20
(4) 福祉サービスの充実と利用の促進.....	20
(5) 地域福祉の拠点づくりの推進.....	20
(6) 重層的支援体制整備に向けた取り組み.....	21

基本目標 3 地域を支える人材の育成	21
（1）ボランティア活動への支援と地域支え合い体制の構築	21
（2）地域で身近な福祉活動を行う人材の発掘と育成	22
（3）福祉教育の推進	22
（4）民生委員・児童委員活動の充実	22

第5章 計画の推進体制	24
1 地域福祉を推進する実施主体と役割	24
2 遊佐町社会福祉協議会との連携と計画の推進	25
3 計画の進行管理	25

遊佐町再犯防止推進計画

1 計画策定の目的	27
2 計画の位置づけ	27
3 計画の期間	27
4 計画の基本方針	27
5 現状と課題	27
6 施策の柱と具体的施策	28

◇第3期遊佐町地域福祉活動計画

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	31
第2章 地域福祉活動計画 体系図	32
第3章 地域福祉活動を推進していくために	33
基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり	33
基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり	39
基本目標 3 充実した組織の推進	46

資料編	52
1 遊佐町の意識調査に関する調査結果	53
2 遊佐町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	72
3 遊佐町地域福祉計画（第4期）策定委員名簿	74

遊佐町地域福祉計画（第4期）

令和4年3月

令和6年3月 一部改定

山形県遊佐町

第1章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本町では、社会福祉法に掲げられている「地域福祉の推進」に基づき、平成18年度に「遊佐町地域福祉計画」を策定し、「安心とぬくもり 生きる喜び しあわせ空間 ゆぎの創造」を実現するためこの計画に取り組んできました。

「遊佐町地域福祉計画（第2期）」では、要援護者支援を中心とした災害時での対応について新たな目標として盛り込み、多くの事業を展開しました。

「遊佐町地域福祉計画（第3期）」では、平成28年11月に、町の最上位の計画である「遊佐町総合発展計画」が新たに策定されたことにより、理念等の見直しを行うとともに、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者への対応を新たに追加しました。急激に進む高齢化に対応した地域包括支援システムの構築など、地域による支え合い体制づくり、地域を支える人づくり、また少子化対策としての子育て支援体制の充実など、地域福祉を推進するための指針として策定しました。

しかしながら、5年が経過する中で、地域社会の変化に伴いさまざまな生活課題が増え続け、住民の福祉に対する考え方や要望も年々複雑、多様化し、これまでの公的な施策や既存の体制では、支えきれない問題も多くなってきました。

国際社会においては、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17の世界的目標を定め、日本としても積極的に取り組んでいます。その中の一つに「人々に保健と福祉を（Good Health and Well-Being）」が定められ「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」ことを目指しています。

平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくとされたことが大きな柱となっています。

また、住民が抱える課題も、従来の高齢・介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった属性別ではなくそれらが複雑化・複合化しています。従来属性別・年代別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であるため、属性を問わない包括的な支援体制である「重層的支援体制」を整備し、市町村が創意工夫をもって円滑に実施する仕組みづくりが求められています。

本町においても、人口の減少と高齢化が同時に、かつ急速に進行しており、令和3年3月末現在において総人口が13,294人、高齢化率が41.9%と、5年前と比較すると人口が1,267人減少した一方で、一人暮らし高齢者数は急激に増加し、家族形態だけでなく地域雇用の問題、さらには集落団体活動のあり方にも少しずつ変化が見られています。

このような情勢を踏まえ、個々の生活課題を地域全体の課題として受け止め、住民が手を携えて地域づくりに参加できるようにするための具体的な計画策定が

必要であることから、地域住民、地域住民組織、社会福祉協議会、関係機関・団体、福祉サービス提供事業者、行政等が連携・協働し、課題解決に取り組む新たな仕組みづくりを進めることが求められています。

2 地域福祉の必要性

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけることが、住民みんなの願いであります。

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢、性別に関係なく互いに支え合い、助け合いながら、地域で安心して生きがいを持って生活が送れるような「地域共生社会」をみんなで築いていく取組みのことです。

しかしながら、現代社会は核家族化や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、福祉に対するニーズは、ますます複雑多様化してきている一方で、家庭機能の変化や地域の協力や協働の関係が希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足していることが指摘されています。

地域でともに生活している住民が、あらためて「地域の支え合い」の重要性を認識し、制度・分野ごとの『縦割り』では解決できない課題の存在や社会的孤立・社会的排除や摩擦、貧困、心身の不安、孤独、虐待など地域で実際に抱えている様々な問題を「他人事」とせず『我が事』として参画し、住民同士世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域づくり・まちづくりに広げていくことが求められています。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の推進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

※地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 （略）

※部分 令和3年4月1日施行（改正社会福祉法）

3 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本町における地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するため、人と人のつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「地域共生社会の実現」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。平成 30 年 4 月、社会福祉法改正により策定について努力義務とされ、地域における高齢者、障がい者、児童その他各福祉分野の共通的な事項を記載する「上位計画」と位置付けられました。

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）より

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) ※地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※部分 令和 3 年 4 月 1 日施行（改正社会福祉法）

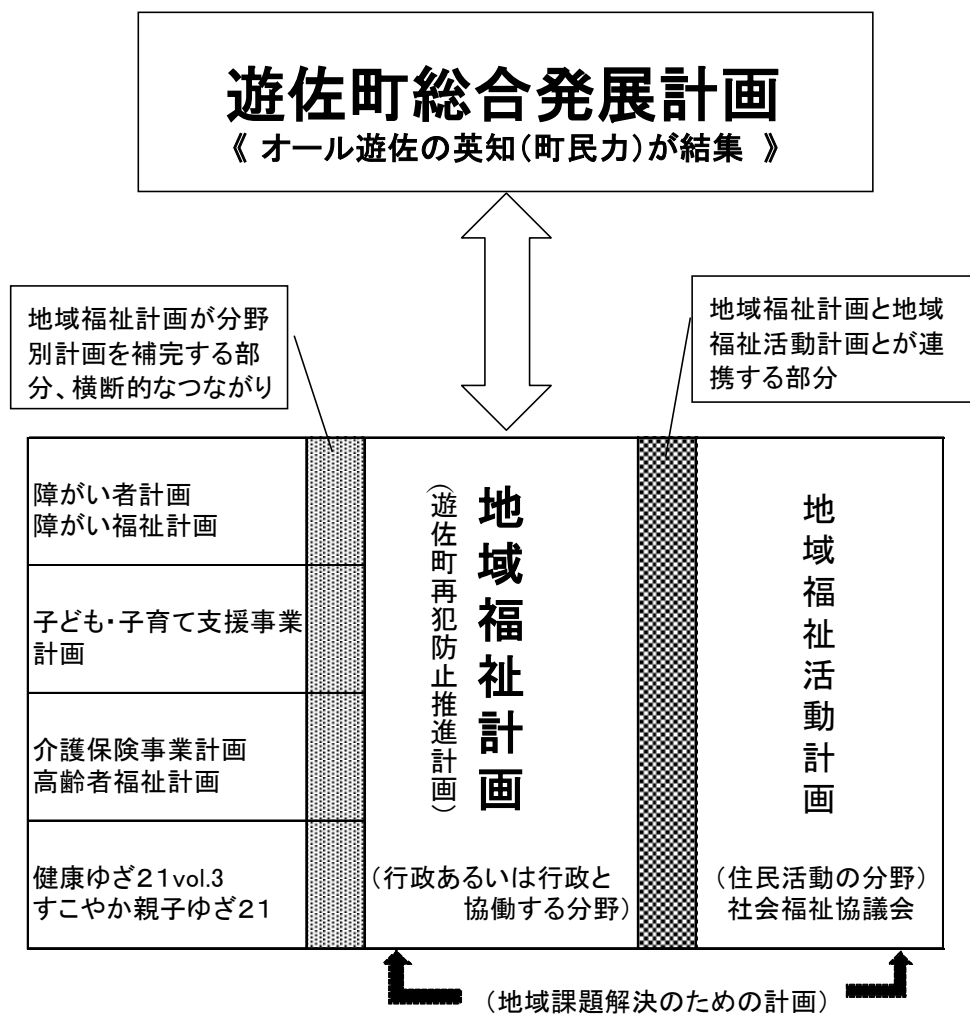
「地域※」

「地域」の範囲は、地域住民が取り組む内容により、行政区域、学区（小・中学校区）、社会福祉協議会、集落、地域グループ、近隣など様々に捉えることとします。

4 計画の位置づけ

遊佐町総合発展計画では、『オール遊佐の英知（町民力）を結集』を理念として設定し、この理念のもと、「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり《子育て・健康・福祉》」ほか6つの基本目標を設定しました。

遊佐町地域福祉計画は、総合発展計画と連動させて福祉分野をはじめ保健・住まい・環境・まちづくりなどの関連分野も含めて策定する基本計画となっています。また、社会福祉協議会、町民（個人・団体）、事業者など関係者がともに手を携えて福祉課題を解決するための指針となる計画です。



5 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を実施期間とします。
また社会情勢などにより適時見直しを図っていきます。

計画期間	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合発展計画（H29～R8）	→						
地域福祉計画（第3期）	→						
地域福祉計画（第4期）			→				
子ども・子育て支援事業計画	→						
第2期障がい者計画（前期）	→						
第2期障がい者計画（後期）			→				
第5期障がい福祉計画	→						
第6期障がい福祉計画		→					
第7期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	→						
第8期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画		→					
健康ゆざ2 1 Vol.3	→						
すこやか親子ゆざ2 1	→						

6 計画の策定方法

遊佐町地域福祉計画（第4期）の策定にあたっては、地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者による「策定委員会」を設置しました。また計画内容の検討にあたっては地域福祉に関する意識調査（対象20歳以上1,500人）の実施、民生児童委員協議会等の福祉に関する団体等から生活課題や福祉に対する考え方を把握し、既存資料なども活用しながら整理と分析を行いました。

今後は随時、事業評価と検証を実施することで見直しを行います。

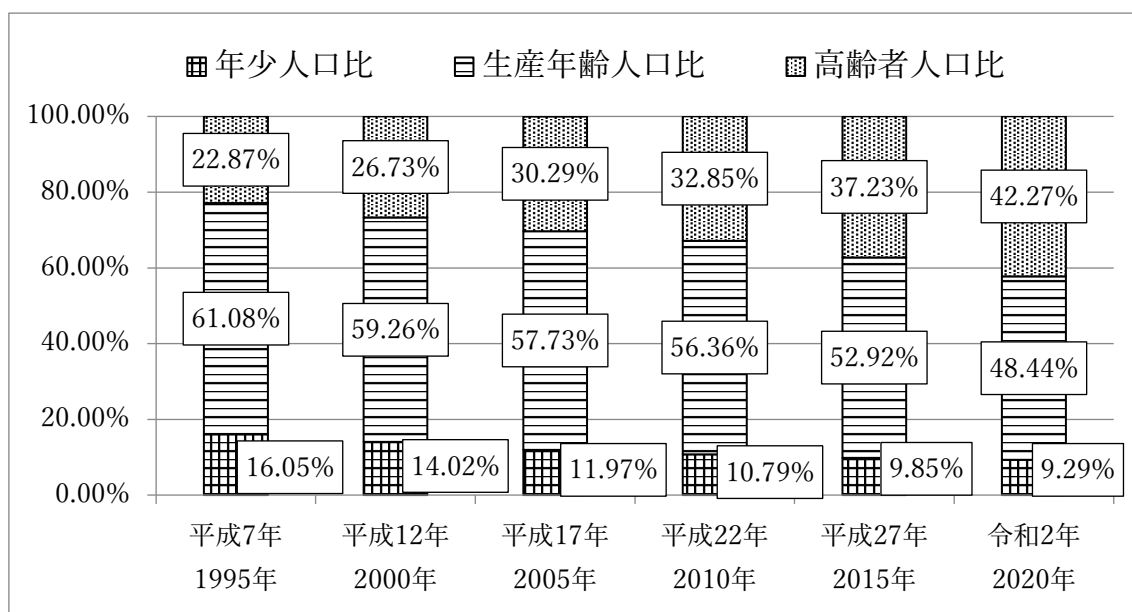
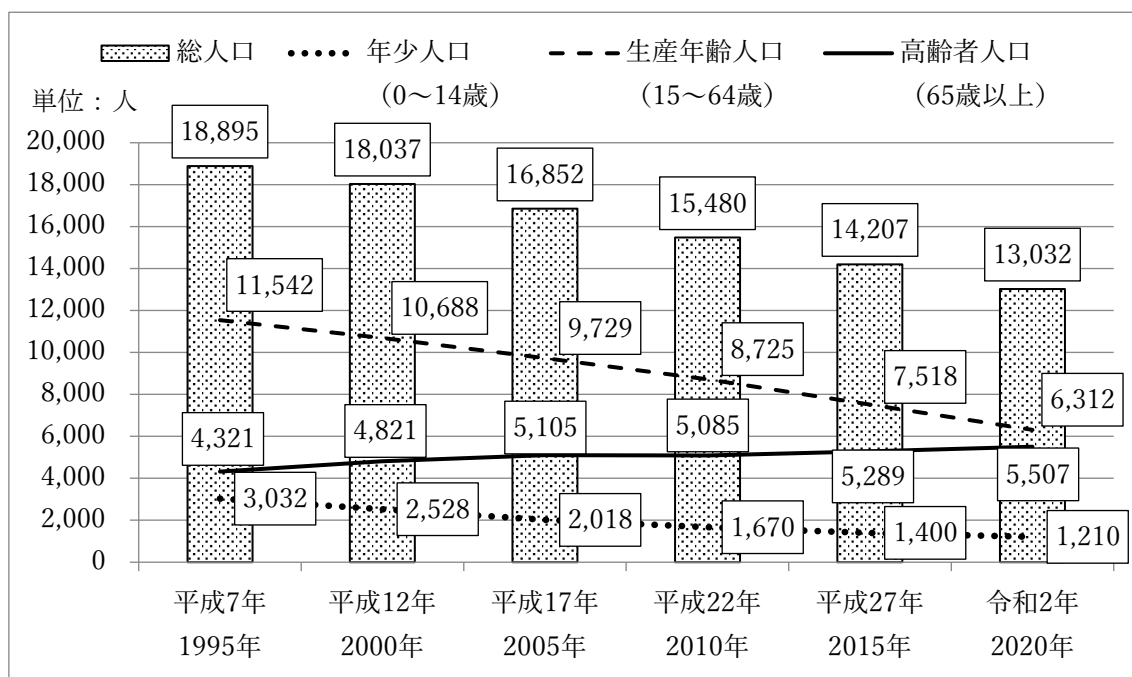
第2章 遊佐町の現状

1 人口

(1) 総人口および年齢3区分別人口割合の推移

平成7年に18,895人だった総人口が、令和2年には13,032人と5,863人減少しています。また、年齢3区分別人口割合をみると、年少人口、生産年齢人口の割合は減少していますが、高齢者人口の割合が増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

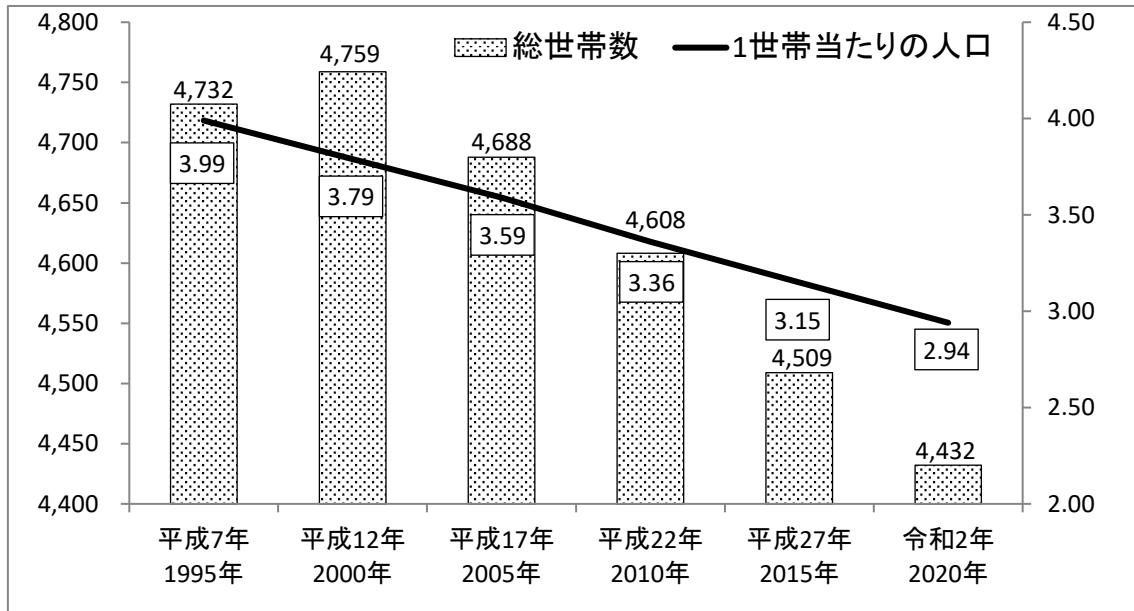
(資料：「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成)



(2) 世帯数の推移

平成7年に4,732世帯だった世帯数が、令和2年には4,432世帯と300世帯減少、また、1世帯あたりの人員が3.99人から2.94人となっており、核家族化が進行していることがわかります。

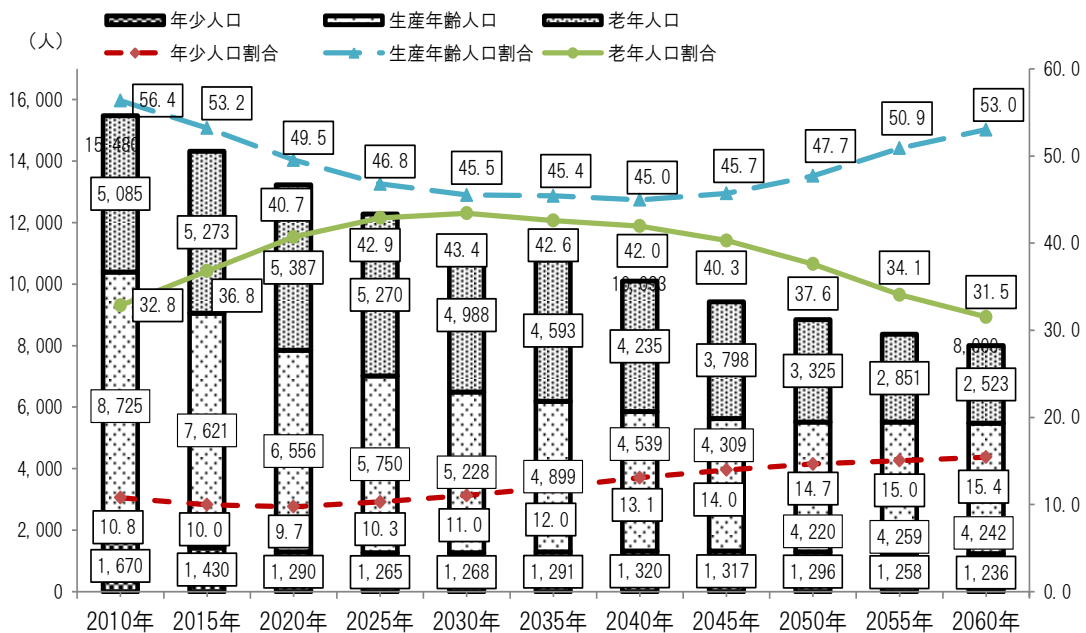
(単位：世帯、人 資料：「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成)



(3) 人口の将来展望

総人口は、2060年までに5,800人が減少し8,000人程度になると予測されます。高齢者数は、2020年頃に一番多くなりその後減少すると予測されますが、高齢化率については、2030年頃にピークを迎えると予測されます。

(資料：遊佐町総合戦略)



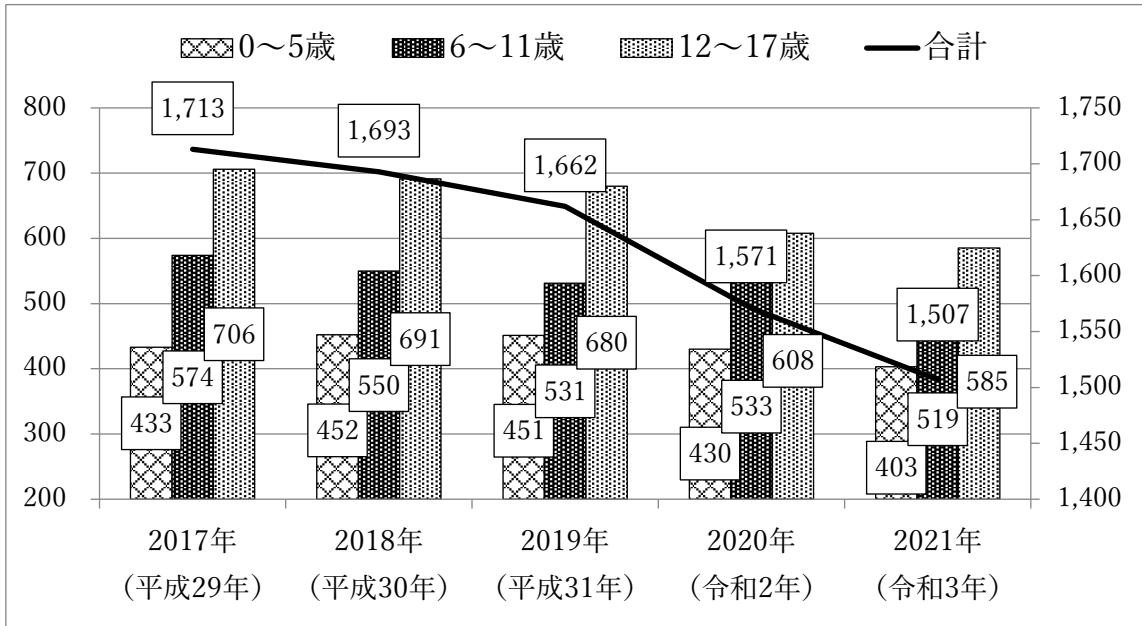
2 地域福祉を取り巻く現状

(1) 子どもを取り巻く現況

①児童人口の推移

児童人口の推移をみると、どの年代も減少しており、未就学児（0～5 歳児）は平成 29 年に比べて令和 3 年は 30 人減、小学生（6～11 歳）は 55 人減、中学生・高校生（12～17 歳）は 121 人減と、特に中学生・高校生の減少が目立っています。

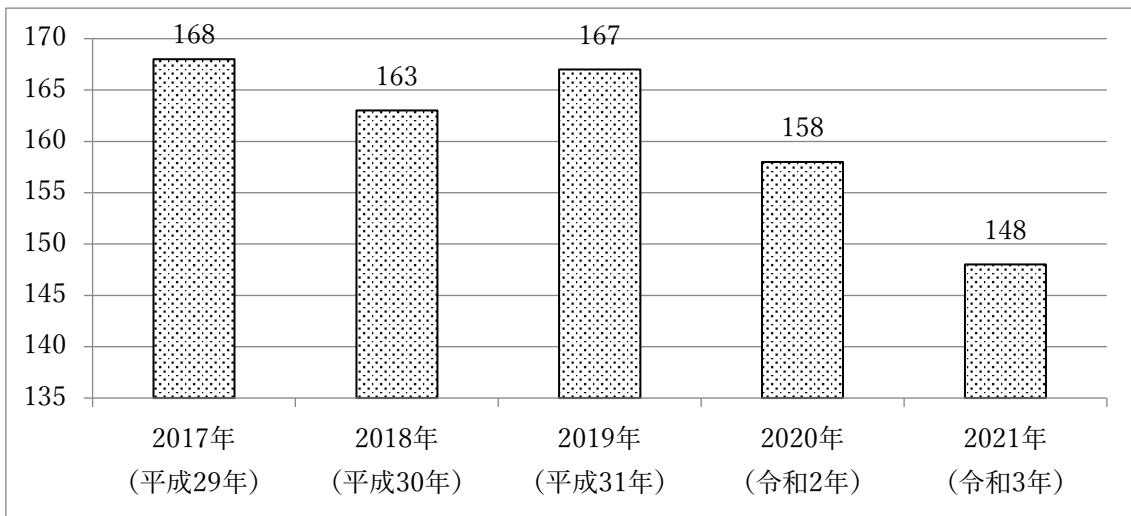
（単位：人 資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在）



②ひとり親家庭数の推移

平成 29 年では 168 世帯でしたが、令和 3 年では 148 世帯と 20 世帯減少しており、少子化の影響が反映していると考えられます。

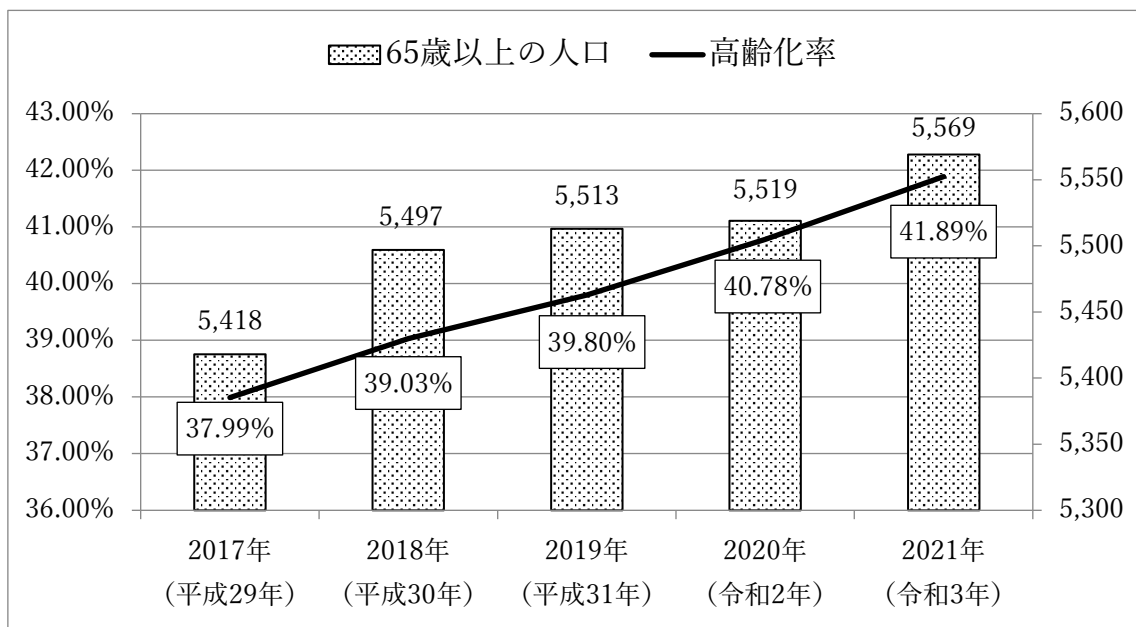
（単位：世帯 資料：健康福祉課）



(2) 高齢者を取り巻く現況

① 高齢者人口、高齢化率の推移

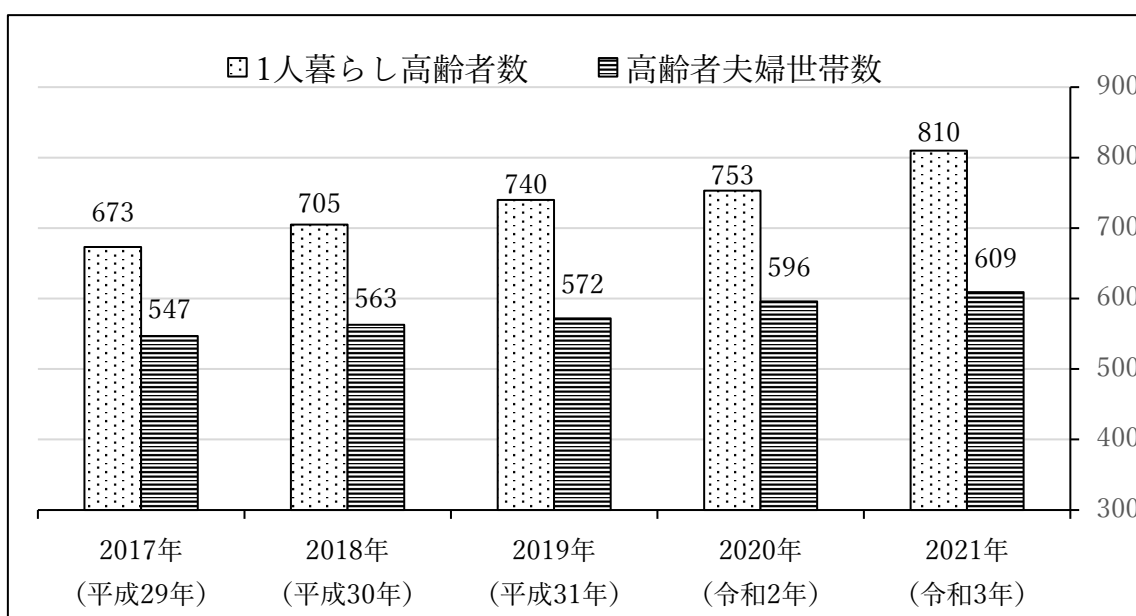
65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成29年の5,418人から令和3年には5,569人と5年間で151人増加しています。また高齢化率も37.99%から41.89%と3.9ポイント増加しており、高齢化が急速に進んでいることがわかります。
(単位：人、% 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)



② 一人暮らし高齢者数・高齢者夫婦世帯数

高齢化が進むにつれ、一人暮らし高齢者数、高齢者夫婦世帯数も増加しています。家族のみならず、近所や地域内における互いの支援体制の構築が今後の課題と考えられます。

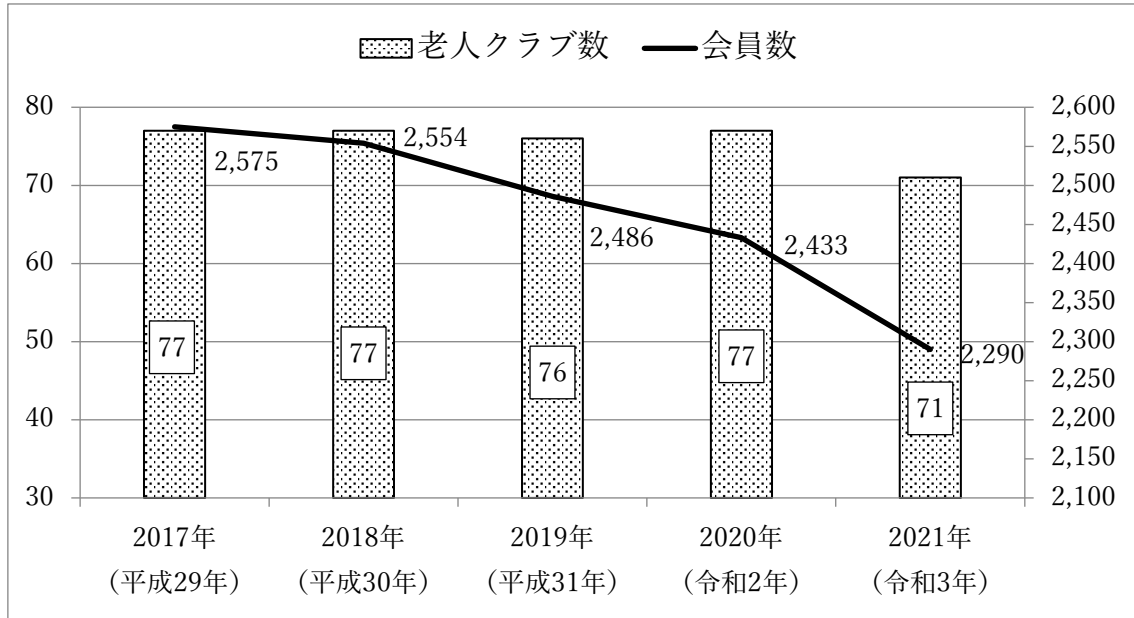
(単位：世帯 資料：在宅福祉調査 各年4月1日現在)



③老人クラブの推移

老人クラブ数・会員数は減少傾向にあります。特に令和2年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で活動が制限されたこともあり、休会や廃止したクラブがありました。

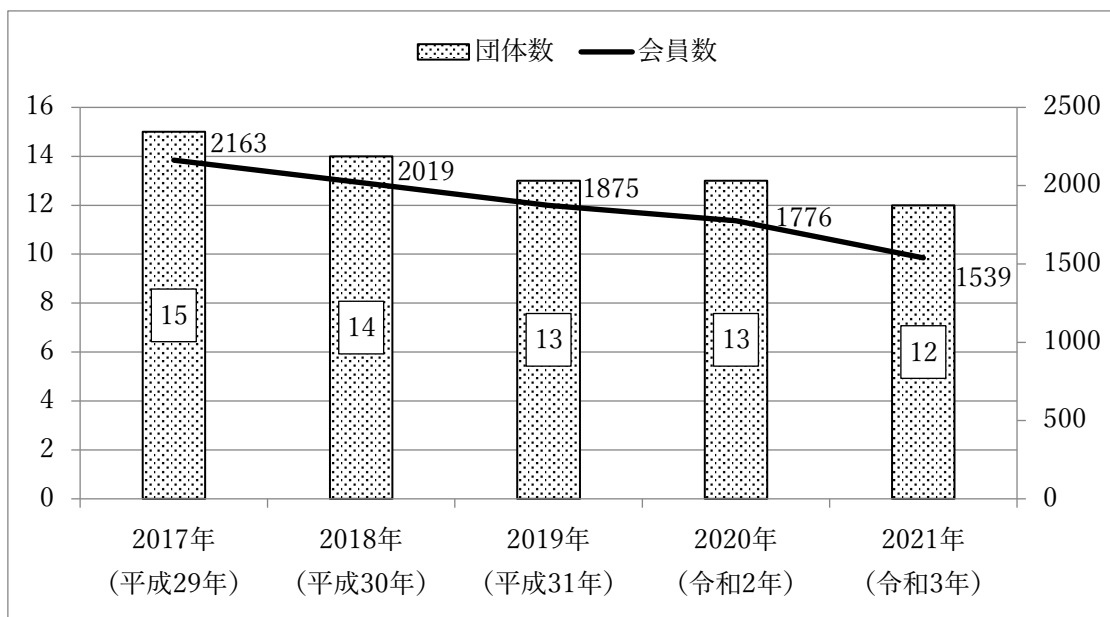
(単位：クラブ、人 資料：遊佐町社会福祉協議会)



④ボランティア会員数・登録団体数の推移

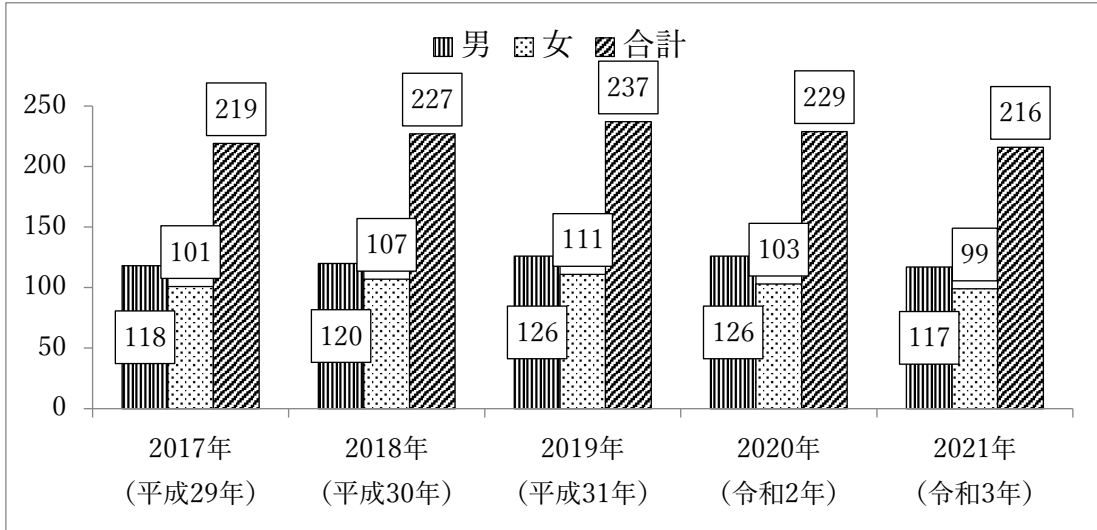
ボランティア会員・登録団体数ともに年々減少しています。会員の高齢化により活動ができなくなった団体や、地区婦人会の規模縮小・解散により会員数は減少しています。

(単位：人、団体 資料：遊佐町社会福祉協議会)



⑤シルバー人材センター会員数の推移

会員数については、大きな変化はありませんが、2020年（令和2年）から減少傾向にあります。定年延長や再雇用制度により実質的に雇用の延長等が実施されていることが影響しているようです。

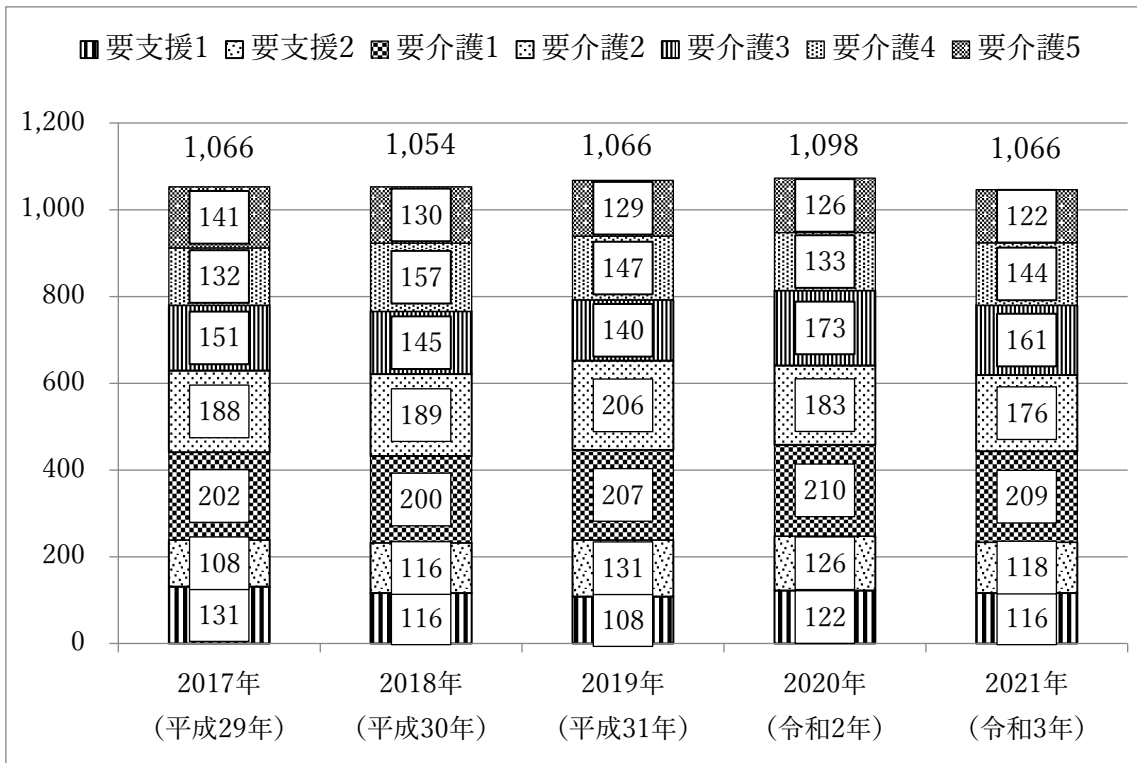


(単位：人 資料：遊佐町シルバー人材センター)

⑥要介護認定者数の推移

要介護認定者数については、1,050人から1,100人の間を推移しており、高齢者の人数増加に対し、要介護認定者数があまり変化していません。介護予防事業等の取り組みの効果もあるかと思われます。

(単位：人 資料：健康福祉課、各年9月末日現在)

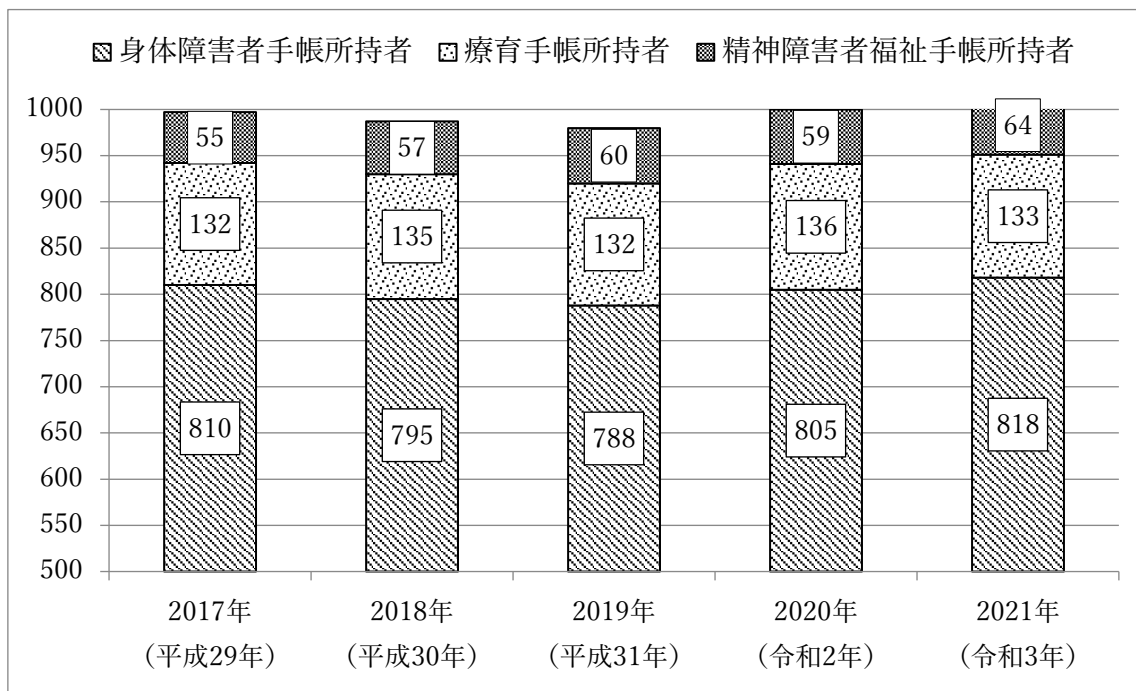


(3) 障がい者を取り巻く現況

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所持者の推移

障害者手帳を所持している人数は、この5年で大きな変化は見られませんが、精神障害者福祉手帳の保持者は増加傾向にあります。

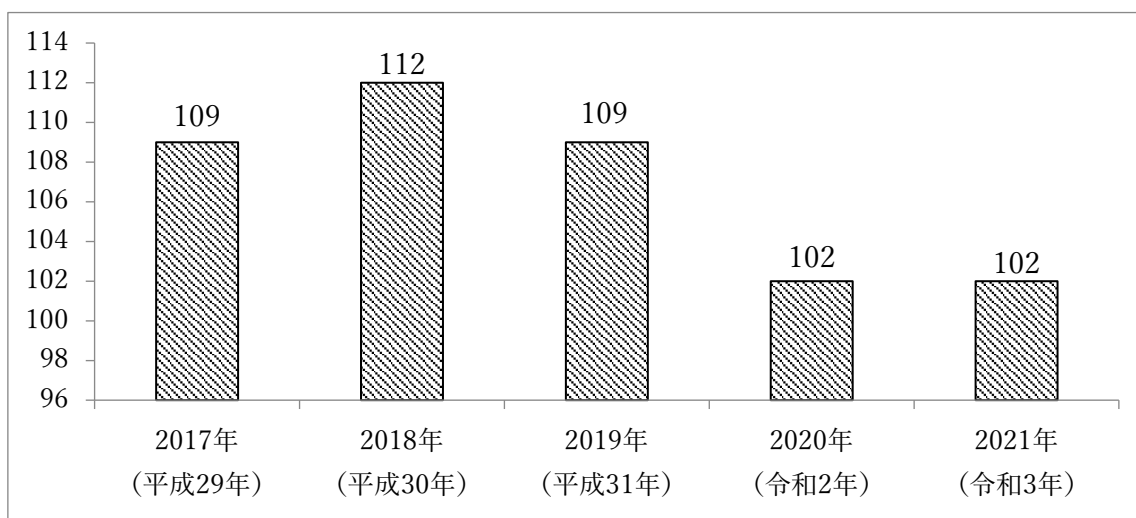
(単位：人 資料：健康福祉課、各年3月31日現在)



②自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移

平成30年の112人をピークに減少しているように見えますが、あくまで通院者の数であり、入院や施設入所に切り替わっている状況（重篤化）も考慮する必要があります。

(単位：人 資料：健康福祉課、各年3月31日現在)



第3章 地域福祉推進に向けた基本的な考え方

1 基本理念

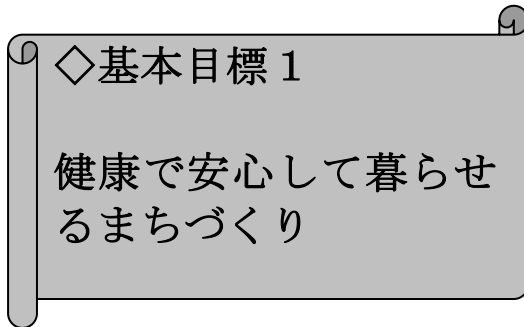
遊佐町総合発展計画では、『オール遊佐の英知（町民力）を結集』をまちづくりの基本理念としています。これを受けて保健福祉分野では、出産・子育て、健康・いきがづくり、介護・福祉・医療など、日常生活で感じる不安や悩みを和らげ、いきいきと充実した生活が送れるよう、町民1人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、町民、行政、自治会、まちづくり協議会、ボランティア、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが連携して地域福祉を推進し、すべての人が安全・安心に暮らしていけるまちを目指します。

そこで、本計画の基本理念を次のとおりとします。

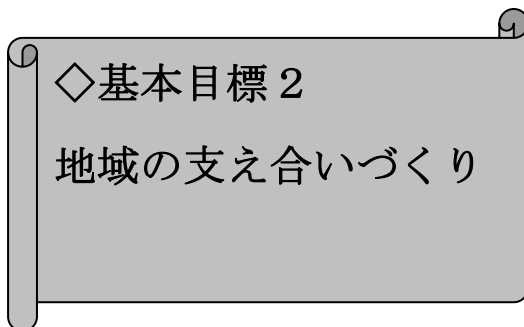
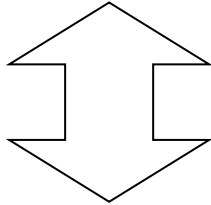
共に寄り添い、助け合い、
幸せを実感できるまちづくり

2 基本目標

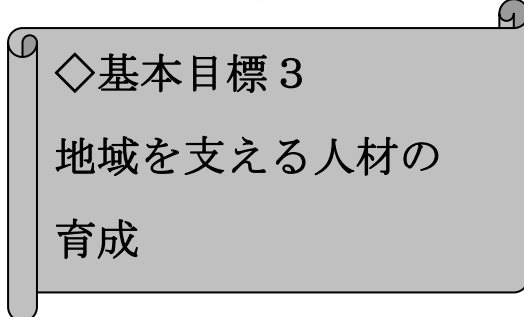
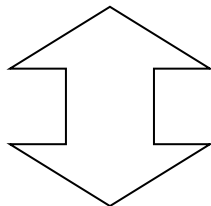
本計画の基本理念「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり」を実現するために、以下のような3つの基本目標を掲げました。



すべての住民が地域で安心して生活し、それぞれの能力を活かしながら様々な社会活動に参加できる環境を整えることが求められています。そのためには、相談体制の充実、健康づくり、災害時や防犯体制の整備、虐待防止や権利擁護の啓発、生活困窮者への対応、バリアフリーなどの安全整備を図っていかねばなりません。

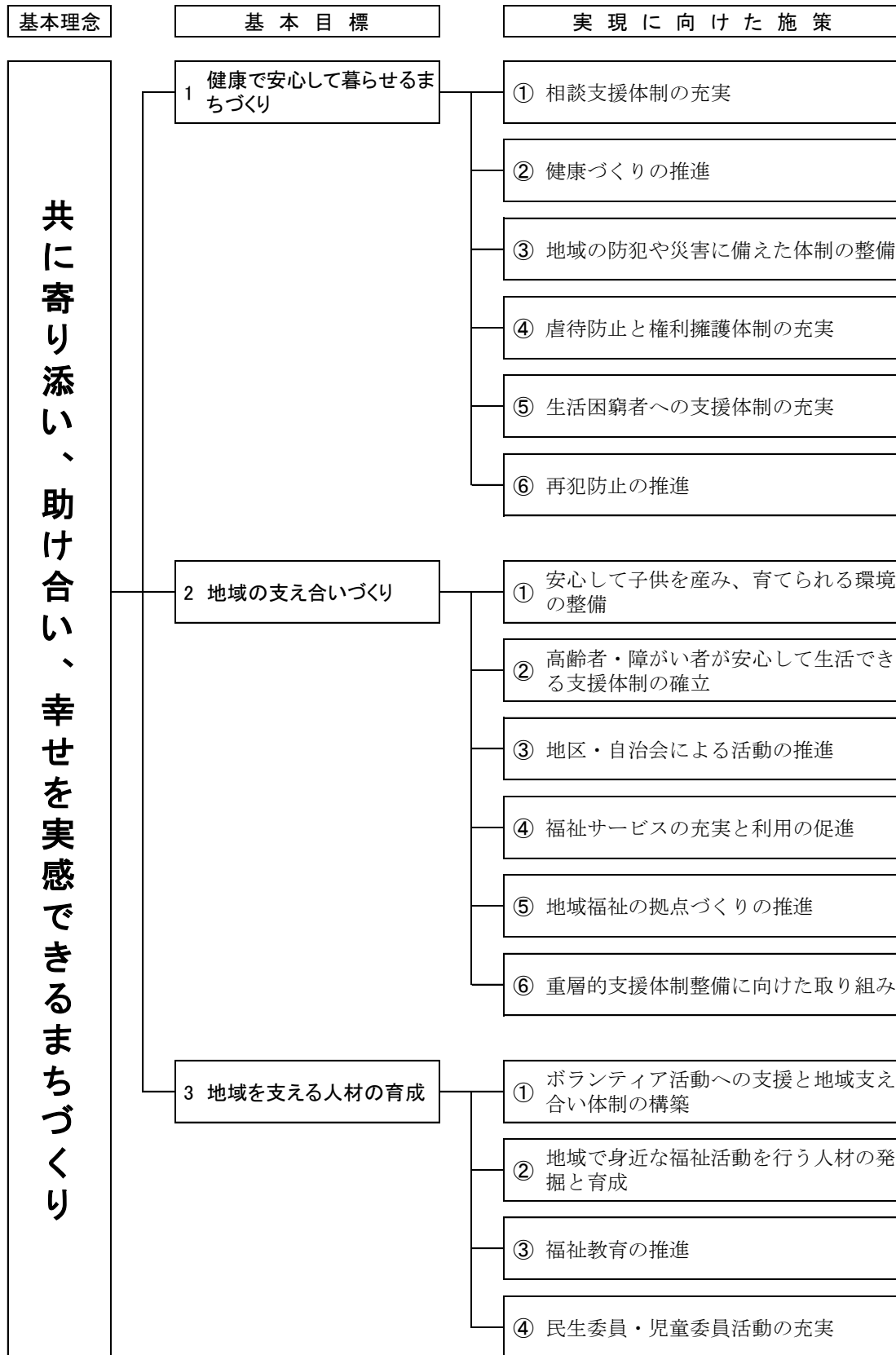


子育て世代や高齢者、障がい者が安心して暮らしていくためには、地域の支え合いがとても大切です。そのためには、地域福祉活動の推進、福祉サービスの充実、地域福祉の核となる社会福祉協議会の機能強化が必要となってきます。



地域福祉活動の充実を図るためには、活動を支える人材の育成を進めなければなりません。そのためには、子どもから高齢者まで担い手としての自覚を持つことが大切です。また、様々な活動を行うボランティアや民生委員・児童委員、福祉団体への支援が必要です。

3 地域福祉計画の体系



第4章 地域福祉を推進していくために

◇基本目標 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

現代社会では、少子高齢化や核家族化の進展、世代間の価値観の相違などによって、人と人とのつながりが希薄になってきており、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、高齢者や障がい者を狙った特殊詐欺、生活困窮など様々な問題を抱えています。また、東日本大震災以降、災害時における高齢者や障がい者など要支援者に対する支援について課題となっています。

このような状況の中、認知症高齢者や知的障がい者の権利を守るための成年後見人制度の周知や支援を進めていくとともに、児童虐待や高齢者虐待についての対策、障害者差別解消法への対応を進めていかなければなりません。また、生活困窮者支援法に基づく、生活保護を受給する前の段階から生活困窮者を支援するための相談・支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

さらに、災害時での自主防災組織を中心とした要支援者への対応や関係団体・ボランティアによる避難所の運営体制の整備・見直しを進めていきます。

(1) 相談支援体制の充実

誰もがいつでも気軽に福祉課題について相談ができ、その相談に対して適切な対応を行う事によって、支援を必要とする人に迅速に福祉サービスを提供することが出来ます。アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報の入手先として、50%以上の町民が「広報ゆざ」を利用していますが、逆に広報以外の媒体での周知が弱いとも言えます。また、困った時の相談先は、家族や親せき(73.4%)、知人・友人(43.2%)、近所の人(23.6%)となっており、役場や、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに相談する人の割合は低くなっています。相談内容が複雑で多方面にわたる現状において、相談先の周知を図るとともに相談機関同士の連携を密にし、適切な福祉サービスの提供に結び付けていきます。

<主な取り組み>

- 町広報誌「広報ゆざ」、各機関・団体広報誌、各ホームページにより提供する情報の充実
- 相談窓口の周知と職員の資質の向上
- 各地区まちづくり協会での相談支援の実施
- 社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、地区まちづくり協会、民生委員・児童委員、行政等の連携の強化

(2) 健康づくりの推進

令和3年4月1日現在の本町の高齢化率は41.9%となっており今後さらに高齢

化が進んでいくと予想されます。要介護者の人数の増加を抑え、介護サービスを利用しなくてもよいように、そして介護認定を受けたとしても更に介護度が上がらないように、体力アップ事業や介護予防事業の推進を図っていきます。また、精神的にも健康でいられるように、楽しみや生きがいを持って生活できるよう関係団体と連携して事業を進めていかなければなりません。これらの取り組みを進めることにより健康長寿の実現を目指します。

<主な取り組み>

- 健康相談事業や各種健康教室の実施
- 各種健康診査の実施
- 高齢者体力アップ事業の実施
- 介護予防・日常生活支援事業の推進
- いきいき百歳体操の普及
- こころの健康づくり推進事業の実施
- ゆざ健康マイレージ事業の推進
- 遊佐町シルバー人材センターへの支援
- 老人クラブ活動への支援

(3) 地域の防犯や災害に備えた体制の整備

緊急時や災害時には、住民同士の助け合いが必要になってきます。そのためには、日常的に声を掛け合い、互いに顔の見える関係をつくっておくことが大切です。アンケートによると、自分自身や家族に必要な支援として、「除雪」の次に「災害時の手助け」が多くなっており、災害が起きた時の不安が大きい事が伺われます。そのため、自主防災組織を中心とした要支援者に対する災害時の支援体制の整備・支援を図っていきます。また、日常の生活における緊急時の連絡システムの整備、高齢者や障がい者を狙った特殊詐欺などの防止対策にも取り組みます。

<主な取り組み>

- 災害時要援護者名簿の整備
- 自主防災組織の活動支援
- 防災知識の普及・啓発
- 特殊詐欺などの犯罪防止対策の推進
- 避難所・福祉避難所運営体制の整備
- ボランティアセンター運営体制の整備

(4) 虐待防止と権利擁護体制の充実

虐待やDVは家庭内で起こることが多く、見えにくいと言われます。虐待についての正しい理解と早期発見のための連絡体制、発見後の支援体制の充実を図っていきます。

また、認知症の高齢者や障がいを抱える人が増加するにつれ、そうした人のみ

の世帯も増加しています。特に一人暮らしや、普段人付き合いの少ない人が、家族や親族のサポート、または必要とされる福祉サービスを受けられず、日常生活において不利益を被る場合があります。こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度などの周知や訪問相談支援を進めます。

<主な取り組み>

- 虐待に関する理解と通報先の周知
- 虐待の早期発見と連絡体制の整備
- 虐待発見後の支援体制の整備
- 成年後見制度の周知と制度利用支援
- 福祉サービス利用援助のための周知・訪問相談支援
- 包括支援センターを中心とする関係機関の連携

(5) 生活困窮者への支援体制の充実

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護になる前の段階での生活困窮者への支援体制の整備が図られてきました。遊佐町においても遊佐町社会福祉協議会が中心となり生活困窮者の早期発見と相談体制を充実させています。今後も「生活自立支援センターさかた」などの関係機関と連携を進めながら、様々な相談に対応していきます。

<主な取り組み>

- 生活困窮者の早期発見のための体制づくり
- 専任相談員の配置
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政などによる、引きこもりや障がいのある人、ニートや高齢者などへの相談・支援体制の充実
- 地域助け合い事業等の支援活動をとおしての、対象者の掘り起こし
- 「生活自立支援センターさかた」との連携による、生活困窮者への支援

(6) 再犯防止の推進（遊佐町再犯防止推進計画） 別掲

◇基本目標 2 地域の支え合いづくり

【現状と課題】

ひとり親や障がいのある人、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加など、支援を必要とする要支援者は今後も増加傾向にあります。「80 代」の親が「50 代」の子どもと同居し経済的支援をする状態をなぞらえた「8050 問題」を抱える家族も増加しています（高齢化により「9060 問題」とも言われています。）。中には孤立してしまい最後に孤独死を迎える高齢者もいます。これらの人たちを支援するためには、行政による支援サービスを充実させるだけでなく、地域での見守りなど、

住民同士が助け・支え合う体制の充実、関係団体の連携の強化を図っていかねばなりません。

(1) 安心して子供を産み、育てられる環境の整備

核家族化が進み、共働き世帯が増えてきたことにより、多種多様になってきた福祉ニーズに対応するため、子育て世代包括支援センターの設置など相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークの強化に努めます。また、経済的な負担を軽減するための保育料や医療費の助成を今後も続けていきます。令和2年3月に策定した「第2期 子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策を進めていきます。

<主な取り組み>

- 妊娠、出産子育てまで切れ目のない支援体制の充実
- 子育て世代包括支援センターの設置による相談体制の充実
- ゆざっ子エンゼルサポート事業の推進
- 病児・病後児保育の充実
- ひとり親家庭の支援
- 障がい児施策の充実

(2) 高齢者・障がい者が安心して生活できる支援体制の確立

町民が地域で安心して暮らしていくためには、地域とのつながりを強くしていくことが大切です。アンケートによると、近所の人との付き合いでは、親しく付き合っていると回答した割合が約3割となっています。また、まちづくり活動に対し、7割以上の人々が「住民の参加（参画）が必要である」と答えています。自治会やまちづくり協議会、また友人同士といった集まる機会やボランティアの場、趣味といった機会を捉え、住民同士のつながりをつくっていきます。

また、アンケートによると、福祉施設や在宅サービスといった公的サービスの充実のほかに、買い物など日常生活における移動手段に対する支援を望まれています。さらに、集落内の高齢化が進み、除雪支援に対する希望も増えています。また、高齢化とともに障がいを抱える人の割合も増えていることから、自立した生活を送るための職業訓練や働く場の充実、障がいのある人への理解を望む人の割合が高くなっています。高齢者や障がいのある人が、日常生活を安心して送るための相談支援と情報提供の充実を目指します。

<主な取り組み>

- 高齢者や障がい者の移動手段の確保
- 地域助け合い事業の推進と介護サービスへの移行
- 緊急時通報システムの普及
- 除雪等生活支援の充実
- 認知症施策の推進
- 障害者差別解消法への対応

- 社会的孤立や複合的な課題を抱える個人や家族に着目した支援体制の構築
- 住宅・道路・公共施設などのバリアフリー化の推進

（３）地区・自治会による活動の推進

地域における支え合い活動の中で、一番身近な組織として自治会（集落）があります。各自治会で普段行われている行事や祭り、防災訓練など様々な活動や、高齢者サロンや老人クラブ活動をとおして住民同士が関わり、支え合い、助け合っていく意識が醸成されていきます。このような自治会などの活動を支援し、活性化させることで、地域の支え合い体制の構築を図ります。また、1つの自治会では解決出来ない課題も、複数の自治会同士や、地区まちづくり協会として取り組んで活動することで、地域住民が互いに連携・協力して課題解決できるような取り組みを進めます。

＜主な取り組み＞

- 住民が参加しやすい雰囲気づくりと事業の実施
- 老人クラブ活動への支援
- 地域の交流の場づくり支援
- 地域における見守りや買い物支援などの福祉課題に対応できる体制整備への支援
- 地域支え合い体制づくりの推進

（４）福祉サービスの充実と利用の促進

高齢者や障がいのある人が在宅で暮らしていくための課題はより多様化してきています。様々なニーズに対応するため、医療・介護・予防・生活支援が連携し一体的に提供できるシステムの構築を図ります。

＜主な取り組み＞

- 町民のニーズの適切な把握
- 地域包括ケアシステムの充実
- 障がい者支援施策の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 各種施策・サービスの周知

（５）地域福祉の拠点づくりの推進

地域福祉を進めていくためには、拠点となる社会福祉協議会や地域包括支援センターの役割が重要となります。また、障がいに関しても拠点となる組織の整備を進める必要があります。そして、見守り等の地域支え合い体制づくりでは各地区まちづくり協会の活動・連携も欠かせません。これらの拠点となる組織の基盤の強化を図るとともに活動の支援を行っていきます。さらに、これらの拠点と関係施設、福祉事業所、関係機関、行政などが連携して事業を進めるためのネット

ワークづくりも進めていきます。

＜主な取り組み＞

- 社会福祉協議会、地域包括支援センターの基盤の強化と事業の充実
- 障がい者支援に関する拠点となる組織・施設の整備
- 集落、地区まちづくり協会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事業所、行政等のネットワークの整備

（6）重層的支援体制整備に向けた取り組み

「地域共生社会」の実現に向け、介護をはじめとする高齢分野、障がい分野、子ども分野、生活困窮分野に関わる各支援機関・拠点が属性の垣根を超え、円滑に支援を行っていくために、重層的支援体制を整備していくことが求められています。そうした体制づくりのために、関係機関同士の協議・連携をより一層深化させていくための取り組みを進めていきます。

＜主な取り組み＞

- 重層的支援体制整備事業への移行準備事業への取り組み

◇基本目標 3 地域を支える人材の育成

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人は、今後さらに増加すると予想されますが、行政や事業所が行う福祉サービスだけでは全てに対応できません。

様々な要望に応えるためには、ボランティアによる支援に加え、地域住民が地域ぐるみで相互に助け合うしくみが必要となります。

しかし、アンケートからは、これまでボランティア活動をしたことがない人が約 6 割と、活動経験の無い人の割合が増えています。今後、地域で支えていくためには、地域福祉を担う人材の発掘、育成が課題となっています。単にボランティアを募るだけでなく、地域での福祉課題に対し、地域住民がお互いに『我が事』として関わることで、解決に向けて活動していく意識の醸成が必要です。

（1）ボランティア活動への支援と地域支え合い体制の構築

地域福祉を推進するうえで、住民が主体性を持って活動することは必要不可欠です。そのため、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、「担い手」・「受け手」という垣根を越え『我が事』だという自覚を持てるよう、行政や社会福祉協議会、ボランティア団体が地域福祉活動についての情報を広く発信し、住民へ参加の機会を増やすとともに、地域福祉についての意識醸成を図れるような機会を提供していきます。また、様々な福祉サービスを提供するために、ボランティア活動への支援だけでなく、地域や自治会での助け合い・支え合いに繋がるような活動への支援を行います。

<主な取り組み>

- ボランティア活動内容の情報発信による機会の提供
- ボランティア団体への支援
- ボランティア組織の強化と連携
- 地域助け合い事業への支援

(2) 地域で身近な福祉活動を行う人材の発掘と育成

一番身近なボランティアの活動としては、自治会やまちづくり協会における活動や行事などが考えられます。このような地域の活動の中で、地域内・集落内での見守りや買い物支援などの福祉課題に取り組んでいくことで、福祉を担っていく人材を発掘し、将来福祉活動を推進するリーダーとして育成していきます。また、福祉サービス事業従事者・経験者など専門知識を持っている人の活用も図っていきます。

<主な取り組み>

- 小・中・高校生のボランティア活動への参加の促進
- 身近な地域活動をとおした人材の育成
- 地域福祉サービスに関する研修会の開催
- 福祉サービス事業従事者・経験者の活用

(3) 福祉教育の推進

福祉意識の醸成のためには、子どもの頃からの相手への理解と支え合うという意識づくりが大切です。学校での福祉教育や高齢者・障がいのある人との交流、子ども会での清掃や資源回収など身近な活動をとおして、ボランティアの心を育てます。

<主な取り組み>

- 高齢者や障がい者等に対する正しい理解の推進
- 高齢者や障がい者等との交流による福祉意識の醸成
- 学校、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉サービス事業者等が連携した福祉教育の推進

(4) 民生委員・児童委員活動の充実

地域福祉の推進のために中心的な役割を担うのが、民生委員・児童委員です。しかし、1期3年で交代してしまう委員も多く、地域住民に活動が周知されていない現状もあります。民生委員・児童委員の活動について周知を図り、町民の理解を深めるとともに、研修の積み重ねによる相談対応力の向上を図ることで、町民の様々な相談に応えられるような体制づくりをします。

<主な取り組み>

- 民生委員・児童委員の役割・活動に関する広報
- 民生委員・児童委員活動のための研修の充実
- 民生委員・児童委員と行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉関係者との連携の強化

第5章 計画の推進体制

1 地域福祉を推進する実施主体と役割

(1) 町民の役割

地域福祉推進の主役である町民は、自らが福祉サービスの「受け手」としてだけでなく、「担い手」であることを認識し、地域社会を構成する一員として、高齢であっても、障がいがあっても気兼ねなく地域活動に参加することで、互いに支え合う地域社会づくりを推進させる役割が期待されています。

(2) 自治会や各地域団体、まちづくり協会の役割

自治会は町民にとってもっとも身近な団体であり、婦人会、老人クラブ、PTA等をはじめとする地域の各種団体は、それぞれの活動をとおして地域福祉に貢献しています。特に各地区まちづくり協会はこれらの団体を含めたさらに広い範囲で地域づくり活動を行っています。それぞれの活動を一層発展させるとともに、地域住民同士の支え合い体制を構築する要として、他の団体と連携・協力しながら、特色あるまちづくりを進める役割が期待されています。

(3) ボランティア団体やNPO法人の役割

行政が行う公的サービスは平等・公平が原則にあり、法令に照らし合わせて実施する為、多種多様なニーズに迅速に対応することが出来ません。しかし、ボランティア団体やNPO法人は行政が対応できない部分に素早く対応することが出来ます。行政やサービス事業所と連携し、きめ細かなサービスの提供を行うことが求められています。

(4) サービス事業所の役割

福祉サービスの専門家として、介護や障がい者に対する支援のさらなるサービスの質的向上をめざすとともに、利用者の自立支援や権利擁護、事業内容や福祉サービスについての情報提供など、福祉サービスが利用しやすい環境の整備にも取り組む必要があります。

また、専門的な知識を持つ職員や福祉サービス事業所等は、町民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化に参加していくことが求められています。

(5) 行政の役割

行政は町民のニーズに合わせて公的福祉サービスを提供する役割を担っています。しかし、多様化するニーズにより公的サービスだけでは対応することが出来ません。そのため、町民、自治会、まちづくり協会、地域包括支援センター、障がい者支援施設、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、企業などと連携し、福祉サービスの充実を図るとともに、地域課題を解決できる体制づくりを進めていきます。また、地域福祉の担い手が不足していることから、人材の発掘や育成、福祉教育

の推進、ボランティア団体への支援など教育委員会と連携して進めていきます。

2 遊佐町社会福祉協議会との連携と計画の推進

地域における住民組織と社会福祉事業関係者などで構成される遊佐町社会福祉協議会は、社会福祉法においても地域福祉を推進する団体として位置づけられており、社会福祉を目的とした事業の企画や実施、ボランティアの養成、福祉サービスの提供など様々な事業を行っています。また、地域の体制づくりを進めるコーディネーターとして、地域福祉を推進する中心的な役割を担っています。

遊佐町社会福祉協議会が策定した「遊佐町地域福祉活動計画」の取り組みと連携しながら本計画の施策に取り組んでいきます。

3 計画の進行管理

本計画を推進するにあたって、計画の実施状況を把握し、課題を見つけ、検討し、計画の見直しを行うなど、効果的な施策の推進のために進行管理を適切に行う必要があります。そのため、住民代表、団体代表、学識経験者などで組織されている「遊佐町健康福祉推進委員会」に状況を報告し、意見を伺いながら進行管理を行います。

遊佐町再犯防止推進計画

— 誰一人取り残さない遊佐町をつくろう —

令和6年3月

山形県遊佐町

1 計画策定の目的

犯罪や非行をした人の多くは、過去の反省から生活を立て直し、地域社会の一員として暮らしていきませんが、中には高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人など、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人もいます。

全国における刑法犯認知件数は減少する一方で、検挙人数に占める再犯者の比率は一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、国において平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行。以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。

同法第 8 条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、遊佐町においても罪を犯した者の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、遊佐町再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 遊佐町再犯防止推進計画としての位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

(2) 第 4 期遊佐町地域福祉計画としての位置づけ

第 4 期遊佐町地域福祉計画と一体の計画として位置づけて進めていくものです。

3 計画の期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

4 計画の基本方針

犯罪をした者等の中には、住居や収入がない、高齢で身よりがいい、障害を抱えている、薬物やアルコール等に依存しているなど、様々な課題を抱え支援を必要とする方がいます。

そのため、国や県の計画および町の現状を踏まえ、支援を必要とするかたに必要な行政サービス等が提供できるような再犯防止施策を推進していくこととします。

5 現状と課題

(1) 生活基盤の確保

住居や収入がないことが再犯につながるケースが多く、しっかりとした生活基盤を作る必要があります。要支援者が自力で住居や就労先を探すのは困難な場合が多いため、出所時に、その後の安定した生活のための適切な公的サービスにつなげることが重要です。

(2) 適切な医療や福祉サービスの利用

依存症を抱えたまま出所しても、適切な医療や福祉サービス等に結びつかない

と再犯につながる可能性があります。

(3) 地域社会全体で支える仕組みづくり

保護司の活動には限界があることから、社会復帰に伴う生活支援等を地域社会全体で支える仕組みをつくる必要があります。

6 施策の柱と具体的施策

以下の3つの柱について、本町をはじめ、国や県並びに関係機関等が連携して進めていきます。

(1) 生活安定のための支援

①住居の確保

しっかりした生活基盤を作るため、住宅確保要配慮者に対して、公営住宅の利用をはじめ、住宅の確保に向けた相談に対応します。

②就労支援や社会参加の促進

安定した収入を確保するため、就労支援のための相談体制を構築するとともに、公益活動など、就労に限定しない様々な形での社会参加のための支援を行います。

③保健医療、福祉サービスの利用促進

出所後の安定した生活のため、適用可能な保健医療制度や福祉サービスを活用することで、本人の生活維持と安定を図ります。

(2) 町民理解の深化

①差別意識の除去

犯罪をした者等に対する差別をなくするため、警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動などを進めます。

また、町内の小中学校での活動、町内各所での街頭広報活動等の「明るい遊佐をつくる町民運動」を行い、地域住民及び小中高生への再犯防止の周知、意識啓発活動を行います。

②犯罪者特性への理解

依存症や認知症などの疾患を原因とする犯罪や、知的障がいなど個人の特性を原因とする犯罪行為についての理解を得るための学習機会を提供し、併せて、周知・啓発活動を行います。

③広報・啓発活動の推進

保護司会や更生保護活動に取り組む団体等の活動内容の周知、広報に努め、活動への理解を促進し、人材育成及び協力者の確保を図ります。

(3) 民間団体との連携強化と相談支援体制整備

①民間ボランティアの活動に対する支援の充実

犯罪をした者等の生活安定に協力している民間ボランティア活動を支援し、

民間団体が行う活動への参加、ボランティア募集の呼びかけ等に協力します。

また、保護司をはじめとする民間各団体の活動について、ホームページ等を活用し周知を図ります。

②社会復帰支援ネットワークの構築

地域における受け入れや支援が円滑にできるよう、医療・福祉機関、地域の民生委員等との日常的な情報連携を行います。

また、犯罪を犯した者等の社会復帰を支援するため、関係機関によるネットワークを構築し、要請に応じて地域生活定着支援センター等と連携強化を図り、必要な支援につなげます。

<参考資料>

山形県における刑法犯総数（少年データは除く）

	H30	R1	R2	R3	R4
人数（人）	1,535	1,405	1,405	1,325	1,311

（仙台矯正管区より）

山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

	H30	R1	R2	R3	R4
人数（人）	742	641	666	589	595
再犯率（%）	48.3	45.6	47.4	44.5	45.4

（仙台矯正管区より）

山形県の保護司の数、充足率の推移（定数 666 名）

	H30	R1	R2	R3	R4
保護司数（人）	640	941	630	626	639
充足率（%）	96.1	96.2	94.6	94.0	95.9

（山形保護観察所より）

受刑者が出所にあたり不安に思うこと

（仙台管区内の矯正施設入所者 45 名から回答）

	回答者数（人）	回答率（%）
仕事関係	30	66.7
住居関係	23	51.1
お金がないこと	23	51.1
頼れる人がいないこと	20	44.4
家族との関係がうまくいかないこと	10	22.2
借金があること	4	8.9
病気・健康のこと	21	46.7
薬物依存があること	1	2.2
また悪いことをしそうなこと	4	8.9
就学・復学のこと	0	0
その他	13	28.9
無回答	1	2.2

第3期 遊佐町 地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月策定

社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

地域福祉活動計画の必要性

住み慣れた地域で、安心して安全に暮らしていけることが住民の誰もの願いです。そして地域福祉は、住民が安心して安全な暮らしを福祉の観点から実現していくことを目的としています。

しかしながら現代社会は、核家族化や高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、地域社会の協力、協働の関係が希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足していることが指摘されています。高齢社会に伴い、福祉制度の選択については、ますます複雑多様化してきています。

地域で共に生活している住民が、あらためて「地域の支え合い」の重要性を認識し、地域において貧困、心身の不安、社会的孤立や孤独、虐待など地域で実際に抱えている様々な問題を「他人事」とせず、自分たちの問題として捉え、これらの問題が深刻化しないよう地域を住民全体で支えていく役割を担っていくことが大切です。

その為に社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を策定し、行政と一体となり遊佐町に居住する総ての人々の福祉向上に向け活動を展開します。

地域福祉活動計画の目的

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動、行動計画です。

地域福祉を進める上での遊佐町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動の在り方を定める計画が地域福祉活動計画です。

地域福祉活動計画の期間

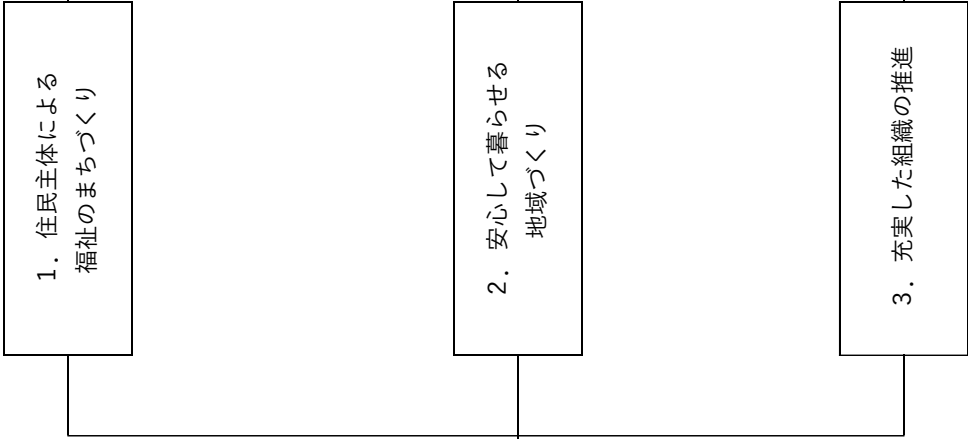
この地域福祉活動計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年計画とします。ただし計画の期間中における社会情勢の変化や制度改正など、取り組みの進み具合に応じて、計画の見直しを行います。5年間の年次計画は、各年度の事業計画に盛り込んで実施していきます。

第2章 地域福祉活動計画 体系図

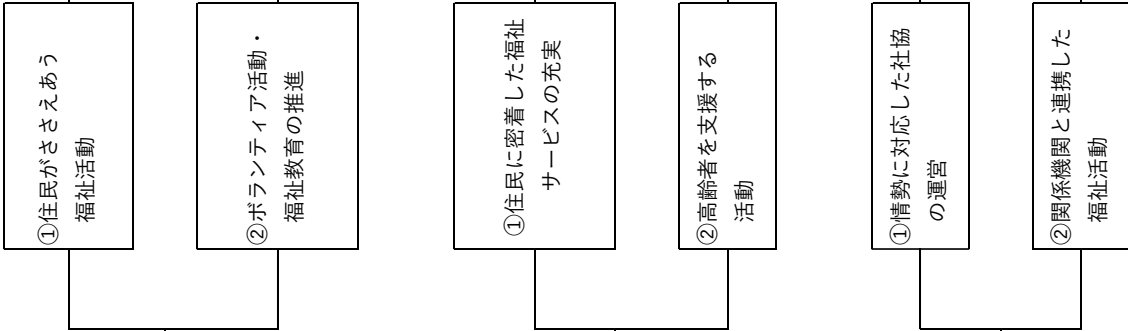
【テーマ】

共に寄り添い、助け合い
幸せを実感できるまちづくり

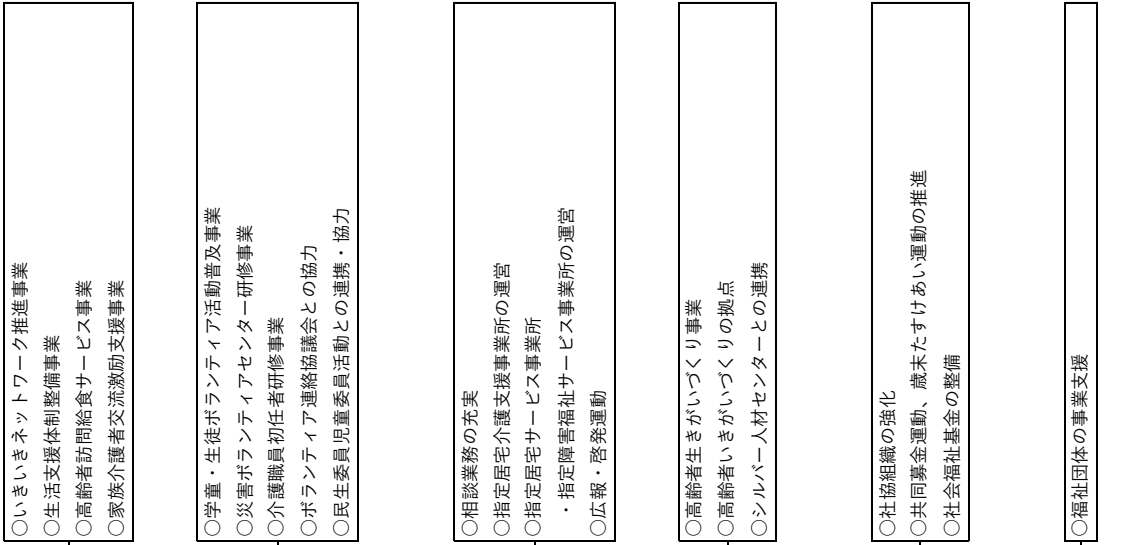
【基本目標】



【基本項目】



【実施事業項目】



第3章 地域福祉活動を推進していくために

基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり

基本項目 1 - ① 住民がささえあう福祉活動

○いきいきネットワーク推進事業

事業の概要と現状

社会福祉協議会活動の現状と課題について定期的に検討するため、地区ごとに社会福祉委員会、福祉推進委員会を開催します。また、高齢者など要支援者が孤独や引きこもりなどで孤立しないようにみんなで支え合う体制を充実するため「福祉隣組」を中心として地域や集落の実情にあった地域支え合いネットワークづくりを推進します。

- 地区社会福祉推進委員会 年2回 7月、11月（各組織の代表者10名で構成）
- 地区福祉推進委員会 年2回 7月、11月（各地区区長 110名）

今後の課題と方向性

●地区社会福祉推進委員会

年2回（各地区1回、町全体1回）の会議を開催し、福祉活動の充実、強化に努めます。

各地区社会福祉推進委員会では、それぞれの組織からのニーズを十分に把握し、課題解決を図ります。遊佐町社会福祉推進委員会では、それぞれの組織に対し地域の課題解決のための研修会を実施します。

●地域福祉推進委員会

年2回の会議を開催し、地域福祉への理解と認識を高めます。地域福祉の最前線として活動しやすい体制づくりと、民生児童委員、行政とのネットワークづくりを直一層進めていく必要があります。

○生活支援体制整備事業

事業の概要と現状

生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の掘り起こし、地域において必要な生活支援サービスの創出や、住民主体の重要性についての検討会を実施し、地域における視線体制

の構築を推進します。

また、「生活支援の担い手養成研修」を実施することにより、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスAの従事者や高齢者の生活支援ボランティアの育成、地域・集落単位での「通いの場」の運営に携わるボランティアの育成を推進します。

令和2年度より遊佐地区・西遊佐地区・高瀬地区で実施した「買い物支援」については、地区の需要に応じて内容を都度検討しながら実施します。

令和3年度にすこやか・安心地域づくり推進事業モデル事業で整備を行ったICT機器を活用し、事業の充実を図ります。

- 地区検討会 年2回 7月、11月(各組織の代表者10名で構成)
- 生活支援の担い手養成研修 年1回 8月
- エプロンサービス(西遊佐地区)
- おたがいさま稲川(稲川地区)
- 遊佐地区まるっと「ちょっこり応援隊」
- 美童里(みどり)応援隊(高瀬地区)
- 蕨岡・吹浦地区における生活支援サービスの創出

今後の課題と方向性

平成29年度からの新規事業として取り組み、町内6地区のうち、4地区で生活支援サービスの立ち上げとなりました。1地区については、立ち上げに向けた準備が行われています。

立ち上げについては、遊佐町より最大20万円の補助があり、運営については利用人数に応じて最長3年間、最大12万円の補助があります。その後の運営費用については、介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けることで運営費の補助がありますが、手続きに要する事務量の多さが課題となっております。

これを社会福祉協議会でサポートするために重層的支援体制整備事業等を活用し、地域のサポーターが滞りなく活動にあたることのできるようにしていくことが必要になります。

○高齢者訪問給食サービス事業

事業の概要と現状

一人暮らし高齢者の安否確認・見守り・健康状況・健康管理の把握と健全な食生活を目的とし、週1回ボランティアの協力を得て昼食を配食しています。

年1回配食ボランティアと関係機関で研修を実施し、事業について検討しています。

- 高齢者訪問給食サービス事業
 - ・配食日 毎週木曜日(祝祭日を除く)
 - ・費用 1食600円(個人負担200円)

●高齢者訪問給食サービス研修会

- ・実施回数 年1回
- ・実施内容 研修、事例検討、事務連絡

●高齢者訪問給食サービス事業実態調査

利用者の生活状況、健康状態を把握するため年1回実施

今後の課題と方向性

利用者は増加傾向にありますが、配食するボランティアが少ないことからPRを含めたボランティアの開拓を図っていきます。介護保険サービス利用者の方が大半を占めているため、常に事業者と連絡調整を密にして事業を展開していきます。

○家族介護者交流激励支援事業

事業の概要と現状

介護度・要介護2以上、認知症高齢者を在宅で介護している家庭を対象に、介護技術の向上、心身のリフレッシュ並びに介護者同士の交流を図ることを目的に、入浴・講演・懇談会等を実施します。

毎年実施しているアンケートの結果を考慮し、介護技術の向上についてはニーズをとらえた事業を展開します。

今後の課題と方向性

介護者が少しでもリフレッシュできるような事業内容の検討と、今後介護者が増加傾向にある中、参加しやすい環境を整え「参加してよかった」と思える事業を実施していきます。

介護技術向上のために、介護用品（ベッド等）を利用した実習形式の研修会についても積極的に実施し、参加者の介護負担の軽減と意欲向上を図ります。

基本項目1－② ボランティア活動・福祉教育の推進

○学童生徒ボランティア指定校の支援・育成

事業の概要と現状

町立小・中学校、県立遊佐高等学校をボランティア指定校として指定し、社会福祉協議会

の事業と連絡調整を図り、学童生徒に対して福祉への理解と関心を高めてもらうために、活動費の助成をしています。

福祉教育の一環として、遊佐町ボランティア連絡協議会の協力を得ながら実施している福祉学習講座を通して、子どもの頃からの相手への理解と支え合うという意識づくり、相手を思いやる気持ちの育成に努めます。

●活動費 1校 30,000円

●高齢者疑似体験 無料

今後の課題と方向性

町内全校を指定し、ボランティア活動の支援を行っていますが、福祉学習講座を利用する学校は1校になっています。福祉学習講座の利用を通して福祉教育の推進を図ります。

指定後の支援体制の整備、学校との連携を図る必要があります。ボランティア連絡協議会と協力をし、学校におけるボランティア活動や福祉教育の推進を図ります。

指定校に限らず福祉教育が推進されるよう、学校へ要請しながら町内全校への支援を図っていく必要があります。

○災害ボランティアセンター研修事業

事業の概要と現状

遊佐町地域防災計画に基づき、災害発生時における応急対策需要に備えるため、町や地域住民、関係機関等と連携した「災害ボランティア活動拠点」の体制整備に取り組みます。

県内でボランティア活動を要する災害が発生した際、災害ボランティア支援（ボランティアによる復興支援、ボランティアセンタースタッフとして職員派遣）としての活動を行います。

●災害ボランティアについて研修会を実施

●災害ボランティア支援(物資支援を含む)

今後の課題と方向性

災害ボランティア支援については、災害発生時に町民の方から声掛けを頂けるようになりました。物資支援についても声掛けを行うと輪の広がりがみられます。これからも多くの方からご協力をいただくことができるよう働きかけていきます。

災害ボランティアセンター研修会については、災害ボランティアセンターの役割や当日の流れについては広く理解されるようになりました。これからは若い人たちに向けてた取り組みについても計画します。

行政(災害対策本部)や避難所運営など、関係する機関と調整を図りながら連携できる体制づくりが必要です。

○介護職員初任者研修

事業の概要と現状

町内の在宅福祉の担い手の育成を目的に、介護職員初任者研修事業（ホームヘルパー資格取得研修）を実施しています。県立遊佐高等学校と連携し、高校生の方からも積極的に受講していただける環境整備に取り組みます。

介護に従事する人材育成、町内の介護事業所等に従事する職員の確保及び質の向上を図るため、遊佐町社会福祉協議会で実施する介護職員初任者研修事業を終了し、町内の介護保険事業所等に勤務した方に対し、介護職員初任者研修事業受講料の全額を助成します。

- ・定員 20 名
- ・受講料 30,000 円
- ・修了期間 6 ヶ月

今後の課題と方向性

高校生で受講した方について、介護職への定着が課題となっております。

事業の目的から修了者全員が介護施設で活動していただけるような応募内容、開催要項等について改善する必要があります。また、今後社会情勢に伴い他機関と連携し、ヘルパーの技術向上に向けた介護福祉士への事業展開も必要と思われます。

○ボランティア連絡協議会との協力

事業の概要と現状

- 会員研修
- 「お元気ですか？」訪問の実施
- 通いの場「きらめき」の実施
- 各種事業への協力

ボランティア連絡協議会会員は、婦人会の会員の減少に伴い、減少傾向にありますが、個人ボランティアの方は増加の傾向にあります。個人ボランティアの方が、ボランティア連絡協議会事業に積極的に参加し、地域福祉の推進につながっています。ボランティア団体についても各地域でのボランティア活動を行い、住民主体の福祉活動が展開されています。

今後の課題と方向性

住民主体の生活支援サービスの創出が必要になりますが、ボランティアの協力が不可欠に

なります。ボランティアをしたいと思っている方を積極的に拾い上げ、活動の場が提供されるよう連携して行きます。

○民生委員児童委員活動との連携・協働

事業の概要と現状

高齢者（一人暮らし、高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、ねたきり高齢者、昼間一人暮らし高齢者）福祉調査への協力により要支援世帯の実態を把握し、訪問介護事業との連携・強化を図っています。

毎月の定例会に参加し、民生委員児童委員活動と連携を保ち、要援護者の状況把握に重点を置き、また行政・包括支援センター等との連携のもと、社会福祉協議会でできる事業については支援を図っています。

今後の課題と方向性

低所得者への生活援護活動の強化方策など民生委員児童委員連絡協議会と連携を取りながら、具体的に地域活動の浸透を図ります。又、要援護者の把握等の実態が困難なことから、各地区の福祉推進員（区長）と連携し充実を図っていきます。地域における一人暮らし高齢者などの見守り活動の普及に、尚一層の努力が必要です。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

基本項目 2 - ① 住民に密着した福祉サービスの充実

○相談業務の充実

事業の概要と現状

●弁護士相談・心配ごと相談

住民の抱える生活上の問題や悩みなどの各種専門相談会を実施します。

- ・ 弁護士相談 年 11 回(4 月を除く)
- ・ 心配ごと相談 年 10 回(8 月、12 月を除く)
- ・ 移動法律相談 年 1 回(山形県社会福祉協議会による無料の弁護士派遣事業)

●生活困窮者相談事業(相談員の配置)

生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口として、専任の相談員を配置します。町民にとって身近な相談窓口として、家計や生活の課題を整理し、適切な機関や制度につなぐ橋渡しを行います。

相談者の気持ちに寄り添い、相談者を尊重しながら、適切な助言と十分な説明を行います。また、自立・更生を目指すために、アウトリーチを積極的に行い、切れ目のない支援を行います。

資金貸付と生活相談事業、福祉サービス利用援助事業(金銭管理)を一体的に実施することで、単独の制度では解決が困難だったケースに対して適切に対応し、生活困窮者の自立・更生を目指します。

世界的な大企業の経営破綻、未曾有の自然災害、新型感染症のまん延など、不安定な社会情勢の中で、生活困窮に陥るリスクが考えられます。国・行政の緊急支援制度についても常に情報を仕入れ、適切に対応することで生活再建を図ります。

●福祉サービス利用援助事業

本人の判断能力が十分でないため、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者や障がいのある方などの福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の援助を行います。

内 容：専門員 2 名 契約、支援計画の作成、困難ケース対応

生活支援員 4 名 支援業務

利用料：1 回 1, 500 円(生活保護世帯は無料)

●各種資金の貸付

生活困窮者を取り巻く環境は、近年、問題の多様化・複合化により、困窮からの脱却が困難になっているケースが増えています。

各種資金の貸付と、生活困窮者相談事業を一体的に実施し、家計の管理について相談者と一緒に考えていくことによって自立・更生を目指します。

生活福祉資金(県社協)、たすけあい資金(町社協)の貸付にあたっては、関係機関と連携し生活実態を的確に把握し継続的な支援を実施します。

・生活福祉資金

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の経済自立と生活意欲の助長を促進するために資金の貸付を行います。

利用対象世帯 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型資金

※貸付にあたっては、民生児童委員の意見書を添えて、遊佐町社会福祉協議会が山形県社会福祉協議会に対して申請を行います。山形県社会福祉協議会での審査を経て資金の交付を行います。

また、金融機関による貸付と異なり、生活相談を一体的に行い、他の社会資源の活用や生活指導を含めて事業を実施します。

・たすけあい資金

応急の生活資金を必要とする低所得者世帯への一時金の貸付を行います。

貸付限度額 100,000円

貸付利率 無利子

償還期間 1年以内

今後の課題と方向性

●弁護士相談・心配ごと相談

相談しやすい環境を整え、関係機関と連携を図り、これまで以上に的確に対応し、心配ごとの解決に努めます。専門相談員(弁護士相談)を実施しているところです。又、定例相談の体制整備を図りながら住民の生活相談所としての機能が求められます。

●生活困窮者相談事業(相談員の配置)

事業の内容から、相談員には生活保護制度、社会保険制度、介護保険制度、生活福祉資金貸付制度等、多岐にわたる知識が必要になります。また、相談業務にあたり相談員が過度のストレスにさらされることの無いよう、困難ケースには複数人で対応するなどの体制づくりが必要になります。

他機関との連携を行いながら、相談者の課題解決を図ります。

●福祉サービス利用援助事業

平成26年度から基幹的社協となり利用者に支援を行っています。利用者は年々増加傾向にあるとともに、身寄りのいない支援を要する高齢者が増加しております。

保健・医療福祉関係者との連携を図りながら、必要な人々に必要なサービス提供に向け、ネットワークの構築に努める必要があります。

●各種資金の貸付

令和2年度より、新型コロナウイルスに係る特例貸付制度が実施され、短期間に多くの貸付決定がありました。借受人に関しては、生活困窮等の課題も見受けられるため、今後の償還事務における課題解決に向けた相談業務が必要になってきます。

償還については、一斉に始まるため、膨大な業務が予想されるため、体制の強化が必要になります。

その他の貸付については、行政や民生委員、ケースワーカー等との連携を図り、総合的な援助を行うと共に、生活福祉資金、たすけあい資金の貸付を実施していきます。償還指導の強化に努めると共に、長期滞納とならない無理のない償還指導計画を行い、他の貸付資金との絡みもありうるので、調整等考慮する必要があります。

○指定居宅介護支援事業所の運営

事業の概要と現状

●委託契約を結んだ市町村(介護保険保険者)より依頼を受け、要介護認定のための訪問調査を実施します。

●来所や電話での相談による、介護保険の代行申請を行います。

●利用者に対しケアマネジメントを実施します。

①利用者宅へ訪問し、利用者・家族と面談による実態把握

②サービス担当者会議の開催又は、サービス事業所に対する照会

③居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成

④居宅サービス計画書の説明・同意・利用者及びサービス事業所への交付

⑤利用状況の把握(モニタリング)の実施

⑥サービス提供事業所、医療機関等との連絡調整及び連携した対応

※サービス内容の適正及び十分な機能を果たすため、遊佐町健康福祉課・遊佐町保健師・各医療機関・各福祉施設・民生児童委員等の連絡調整を図り業務にあたります。

※在宅生活がスムーズに行えるよう各サービス事業所(短期入所生活介護・通所介護・訪

問介護・訪問看護・訪問入浴・通所リハビリテーション等)、医療機関、必要に応じて地域包括支援センターとの連携を図ります。

※処理困難なケース等に対して地域包括支援センター並びに各関係機関と連携を密にして対応します。

- ・介護支援専門員一人当たりの担当数を法定限度内(40件未満)とします。
- ・連絡体制が確保されており、24時間急な相談などに対応可能とします。

●職員の質の向上

各種研修会に参加し、社会福祉協議会(居宅介護支援事業所)職員としての自覚と専門的知識及び技術の向上を図ります。

今後の課題と方向性

サービス計画をスムーズに行い、利用者の幅広い選択肢を確保しながら利用者のニーズに対応していきます。介護保険指定事業所等のサービス機関と連携して、情報の一元化に向けた体制づくりを行うと共に、サービスの質の向上を図るため、各研修会に積極的に参加し専門性を高める必要があります。

事業所運営を持続的に行うために、特定事業所加算の取得・職場環境整備による働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

○指定居宅サービス事業所・指定障害福祉サービス事業所の運営

事業の概要と現状

利用者が安心して暮らせる在宅介護を目指し、利用者や家族の立場にたったサービスの提供に努め、利用者が健康で自立した生活を営むことができるように支援します。

また、年々一人暮らしや高齢者世帯が増加の傾向にあるため、社会福祉協議会の役割としてサービスの困難事例に対しても積極的に取り組みます。

●事業種別

- ①介護保険事業(訪問介護)
- ②介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス(現行相当・緩和した基準)
- ③障がい福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)
- ④生活管理指導員派遣事業(介護保険に非該当の方)
- ⑤法令外ホームヘルプサービス
- ⑥エンゼルヘルパー派遣事業

●登録ヘルパーケース研修会

より良いサービスを提供するため研修会を実施しヘルパーとしての資質の向上を図ります。

今後の課題と方向性

サービスの質の向上を図るため、職員研修に努め、利用者には選ばれる事業を目指します。安定した経営を目指すための職員配置や資質の向上を図ると共に、プライバシー保護や個々のニーズに応えるための研修会を実施していきます。

登録ヘルパーの高齢化に伴い、一人当たりの訪問時間が減少しています。常勤ヘルパーの活用等によりできる限り利用者の希望する訪問調整を行えるよう実施する必要があります。

事業所運営の維持継続のため、質の高いサービスを提供行っていく必要があります。また、各居宅介護支援事業所との連携を密にし、ケアマネージャーにとって頼りになるサービス事業所となるよう資質の向上を目指す必要があります。

○広報・啓発運動

事業の概要と現状

年3回（7月・11月・3月）社協広報「福祉の集い」を発行している他、町広報紙等を活用し情報の提供を行っています。

今後の課題と方向性

住民参加の福祉活動の推進を図るため、住民からの情報提供を得ながら広報紙の発行回数や内容の強化を図ると共に、社協事業の周知を図ります。

また、ホームページによる情報発信のほかSNSを利用した情報の発信を行い、身近な地域福祉活動の拠点として周知を図ります。

基本項目2 - ② 高齢者を支援する活動

○高齢者生きがづくり事業

事業の概要と現状

●遊佐町シルバー作品展

高齢者が今まで培った技術を発表する場として、手作り作品展を開催し、地域の伝承活動に結び付けることとします。毎年1回3日間開催しています。

●グラウンドゴルフ大会

高齢者の健康増進と生きがい活動を目的として、年1回地区戦を勝ち抜いた180名で実地しています。

●軽スポーツ大会

誰でも気軽に参加できる「公式ワナゲ」を実施しています。

●仲間づくりと生きがいづくり事業

高齢者が地域においてふれあい、引きこもりや閉じこもりを解消するための事業を行います。

①お達者広場(活動費の補助)

一年を通して交流事業(サロン等)を展開している単位クラブへ昼食代を一部補助します。

②茶のみ友達(活動費・送迎の補助)

総合福祉センターで開催し、遊具・カラオケなど各種機材を活用し、交流していただきます。

●遊佐町金婚祝賀記念式典

結婚50年を迎えられたご夫婦を対象に、金婚祝賀記念式典を開催します。

・内容 写真撮影(夫婦写真、集合写真)、記念式典、祝宴

●公式ワナゲセット整備事業補助金交付事業

地域住民の交流を促進するため、集落単位にて公式ワナゲの購入に際し上限10,000円を助成します。

今後の課題と方向性

老人クラブ活動の活性化、健康づくり地域活動づくりに努めます。遊佐町シルバー作品展については毎年実施のため作品数が少なくなっている状況から、今後実施に向けて検討が必要です。グラウンドゴルフ大会については、現状どおり実施し遊佐町グラウンドゴルフ協会の協力を得て大会を盛り上げます。軽スポーツ大会については、公式ワナゲ講習会を事前に実施して、ルールの定着を図ります。

○高齢者生きがいづくりの拠点

事業の概要と現状

総合福祉センターは地域に開かれた施設であるとともに、地域住民の身近な交流の場、生きがいづくりの場として、世代間の交流や介護予防につながる取組などを推進しています。

●総合福祉センターの貸出

・各種団体の研修、レクリエーションとして活用

・開館日 月曜日～金曜日

・休館日 土曜日・日曜日・国民の祝祭日

年末年始(12月28日～翌年1月3日まで)

●いきいき百歳体操

毎週木曜日 午前9時30分から / 午後1時30分から

●通いの場「きらめき」

毎週火曜日 午前9時30分から11時30分

●遊具の貸出

地区や集落での住民同士の交流、情報交換の促進のために遊具の貸出を行います。

・貸出遊具

コミュニケーション麻雀、公式ワナゲ、ビーンボウリング

フロッカー、ボッチャ、カラオケ

今後の課題と方向性

福祉活動の拠点として総合福祉センターの整備を図ります。利用拡大に向けたPRと生きがいつくりのための事業の検討を図ります。又、総合福祉センター利用者が安心して利用できるように、駐車場の確保及び安全対策を図る必要があります。総合福祉センターの老朽箇所を見直し、計画的に修繕作業を実施していく必要があります。

○シルバー人材センターとの連携

事業の概要と現状

老人クラブ連合会や各福祉団体と連携しながら、介護保険事業（訪問介護）では対応出来ない生活援助等について、シルバー人材センターと連携し福祉サービスの支援を図っています。又、就業を通して高齢者の福祉増進に対して提供・協力を支援しています。

今後の課題と方向性

高齢者の就業の斡旋、そして介護保険に該当しない方のために除草・除雪等をシルバー人材センターと連携し在宅福祉の増進に努めます。社協の運営する居宅サービス事業所とうまく連携し、利用者により良い支援を図ることが今後の課題です。

基本目標 3 充実した組織の推進

基本項目 3 - ① 情勢に対応した社協運営

○社協組織の強化

事業の概要と現状

●法人運営の円滑化

住民会費制度を基礎とし、本会の趣旨に賛同する個人、団体等に対して、賛助会員への参加と協力を求めます。

改正社会福祉法に基づき、ガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務を果たし、法人運営を着実に進めていきます。

●役員会等運営事業

理事・評議員・監事の三者が効果的に機能し、社会福祉法人としての行動や実績が地域住民に認められるように事業を実施します。

苦情処理委員会を設置し、社会福祉協議会が提供する事業の福祉サービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応し、サービスの向上を図ります。

●事務局体制の強化

遊佐町社会福祉協議会の基本理念である「すべては、ふつうに、くらす、しあわせを実現するために」職員は常に課題意識を持ち、事業の目的に沿って自ら考え行動できるよう育成に努めます。

遊佐町社会福祉協議会職員の研修に関する指針を効果的に運用し、職員の外部研修の機会を確保し、資格取得等による資質の向上を図ります。

●働き方改革の推進とコンプライアンス強化

働き方改革関連法規を遵守し、職員の健康を守り多様なワークライフバランスの実現や雇用形態に関わらない公正な処遇の確保等、職員が意欲を持って働き続けられる環境を整えます。

労働基準法及びその他関係法令を遵守し、職場におけるハラスメント行為の防止、ストレスチェックの実施などを通じて、不正がないことは当然として、風通しの良い、職員がその個性を生かして働きやすい環境の整備に努めます。

今後の課題と方向性

事業の見直しや評価を行いながら、様々な福祉活動を支えるための財源等の確保に努めま

す。また、介護人材不足に対応するため、訪問介護員養成研修や担い手養成研修等を行い人材確保に努めます。

○共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施

事業の概要と現状

●共同募金運動

地域住民、関係機関の協力を得て、赤い羽根共同募金運動を展開します。集まった募金は、町の福祉の増進のため、次の事業に使われます。

- ・高齢者の生きがいづくり事業
(茶のみ友達、お達者広場、軽スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会)
- ・買い物支援
- ・弁護士相談の実施
- ・学童・生徒ボランティア活動普及事業
- ・災害ボランティアセンター研修事業
- ・学童の福祉体験事業(高齢者疑似体験)
- ・広報「福祉の集い」、「ボランティア情報」の発行
- ・行路者扶助事業

●歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動は支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らし、明るい正月を迎えられるよう、町民各位をはじめ、企業、団体、各関係機関の協力を得て慰問活動を実施します。

- ・運動期間 11月～12月
- ・内容
 - ①慰問金の贈呈(生活困難な世帯、在宅要援護者世帯、災害罹災世帯)
 - ②母子、父子、養育者世帯の小学校新入学児童へのランドセルの贈呈
- ・該当者の調査は民生児童委員が行います。
- ・慰問金の配分については、遊佐町共同募金委員会に諮り決定します。
- ・慰問金の贈呈については担当民生児童委員が行います。

今後の課題と方向性

地域福祉への理解と協力を求めながら、募金の充実・促進を図ります。共同募金の増加を図り、配分金事業の充実に努める必要があります。

○社会福祉基金の整備

事業の概要と現状

社協活動の理解を広め、社会福祉への住民参加を目指すと共に、社協の自立的活動と健全な財政運営を図るため基金の効果的な運用に努めています。

また、社会福祉基金を地域福祉活動の充実を図るための事業に効果的に投下し、福祉の増進に努めます。

今後の課題と方向性

社協の活動や個別の事業に理解・支援してくれる人からの寄付金を積み立てし、活用するために、社協活動についてPRする必要があります。

また、財政の健全な運営のために将来を見据えた介護保険収入等の安定的確保が必要です。

基本項目 3 - ② 関係機関と連携した福祉活動

○福祉団体の事業支援

事業の概要と現状

●遊佐町老人クラブ連合会の事業支援

高齢者福祉の増進を図るため、遊佐町老人クラブ連合会と連携して事業支援を行います。山形市で開催される、全国公式ワナゲ交流大会に参加し、高齢者の運動意欲の向上に努めます。

主な事業

- ・山形県老人福祉大会
- ・全国公式ワナゲ交流大会
- ・遊佐町老人クラブ連合会「友愛の旅」
- ・公式ワナゲ普及員講習会
- ・遊佐町老人クラブ連合会女性部研修会
- ・遊佐町老人クラブ連合会広報「羅漢」発行

●遊佐町遺族会連合会の事業支援

戦没者の慰霊、戦没者遺族の福祉増進、平和の尊さを伝えていくため、遊佐町遺族会連合会と連携して事業支援を行います。

遊佐町戦没者追悼式では、遊佐町・遊佐町遺族会連合会と連携して、英霊顕彰と平和への願いを伝えられるよう、遊佐中学校生徒による「平和の朗読」が行われるよう事業を推進します。

主な事業

- ・ 遊佐町戦没者追悼式
- ・ 山形県戦没者追悼式並びに遺族大会
- ・ 全国戦没者追悼式
- ・ 山形県護国神社例大祭
- ・ 山形県遺族会女性部研修会
- ・ 山形県遺族会青年部研修会
- ・ 遊佐町遺族会連合会女性部研修会

●遊佐町身体障害者福祉協会の事業支援

身体障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるように支援を行います。遊佐町身体障害者福祉協会では、会員相互の交流と情報交換を目的に事業を実施します。

主な事業

- ・ 山形県身体障がい者福祉大会
- ・ 山形県身体障がい者レクリエーション大会
- ・ 会員、役員研修会

●遊佐町在宅介護者の会の事業支援

在宅で介護をなさっている方のリフレッシュや情報交換の場を提供できるように支援を行います。

主な事業

- ・ 視察研修
- ・ 介護に関する研修会

●遊佐町白ゆり会の事業支援

会員相互の親睦と自立支援のための支援を行います。

主な事業

- ・ 母子寡婦福祉研修会
- ・ 山形県母子寡婦福祉大会
- ・ ひとり親家庭子育て支援
- ・ 無料学習塾

- ・ゆうゆう食堂(子ども食堂)

今後の課題と方向性

●遊佐町老人クラブ連合会

会員が高齢化し、休止するクラブが見られるようになりました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、集まる機会が減少しております。会員相互の交流を図るためにも、単位クラブでの活動を活発にしていく必要があります。

●遊佐町遺族会連合会

会員の高齢化に伴う後継者不足の問題があります。戦没者の孫・ひ孫を中心として「青年部」が立ち上がりましたが、該当者が少なく、加入も少ないことが現状です。事業への参加を促し後継者組織の育成に努める必要があります。

●遊佐町身体障害者福祉協会

会員主体の運営が求められます。育成強化に努め将来的には自主運営できるよう支援していきます。会員が高齢化しているため、後継者の担い手の養成が急務です。役員の高齢化、なり手がいないため会の存続についても危機感が感じられることから、行政と連携し会員の加入促進を図る必要があります。

●遊佐町在宅介護者の会

会員の高齢化が進み、後継者不足が考えられます。介護で忙しく事業に参加できないといったこともあるため、介護保険制度の情報提供を行うなど介護負担の軽減を図っていく必要があります。

●遊佐町白ゆり会

新会員が加入しないことや会員の高齢化により、運営が大変な状況のため、若年母子の新規会員加入の促進を図ります。除々に地道な活動をしていき、就労につながるための支援事業を実施しながら、会員加入のためのPRを広報等で呼びかけ、加入の促進を図る必要があります。



すべては ふつうに くらす しあわせを 実現するために

資料編

- 1 遊佐町の意識調査に関する調査結果
- 2 遊佐町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱
- 3 遊佐町地域福祉計画（第4期）策定委員名簿

1 遊佐町の地域福祉に関する意識調査（アンケート調査）結果

遊佐町地域福祉計画（第4期）を作成するための基礎資料として、町民1,500人を対象に、地域福祉に関する意識調査を実施しました。

実施期間：令和3年12月2日～12月15日

※前回(H28調査)

回収数	951	人
回収率	63.4	%

792	人
52.8	%

問1 あなたの年齢は、何歳ですか？

項	目			前回(H28調査)	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
20歳代		12	1.3	34	4.3
30歳代		31	3.3	55	6.9
40歳代		75	7.9	80	10.1
50歳代		96	10.1	127	16.0
60歳代		269	28.3	201	25.4
70歳以上		455	47.8	288	36.4
無回答		13	1.4	7	0.9

問2 あなたのお住いの地区はどちらですか？

項	目			前回(H28調査)	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
蕨岡地区		123	12.9	116	14.6
遊佐地区		238	25.0	251	31.7
稲川地区		120	12.6	97	12.2
西遊佐地区		103	10.8	83	10.5
高瀬地区		174	18.3	116	14.6
吹浦地区		180	18.9	122	15.4
無回答		13	1.4	7	0.9

問3 あなたの職業は何ですか？

項	目			前回(H28調査)	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
自営業（農業を含む）		193	20.3	146	18.4
会社員、公務員、団体職員		199	20.9	211	26.6
臨時職員、パート、アルバイト		110	11.6	82	10.4
学生		1	0.1	6	0.8
無職		431	45.3	337	42.6
その他		1	0.1	-	-
無回答		16	1.7	16	1.3

問4 あなたの家族構成はどのようになっていますか？

項	目			前回(H28調査)	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
ひとり暮らし		93	9.8	77	9.7
夫婦のみ		200	21.0	124	15.7
二世帯世帯		391	41.1	332	41.9
三世帯世帯		217	22.8	226	28.5
その他（四世帯世代、兄弟など）		39	4.1	23	2.9
無回答		11	1.2	10	1.3

◇三世帯世帯が減っていることに対し、夫婦のみ世帯が増えています。

問5 あなたと一緒に住んでいる家族の中で（あなたも含めて）、次のような人はいますか？（複数回答）

項	目			前回(H28調査)	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
18歳未満		212	22.5	182	25.0
65歳以上		650	68.6	422	58.0
介護が必要		98	10.5	100	13.8
障がいのある人		115	12.1	64	8.8
なし		171	18.1	174	23.9

◇「65歳以上」と「障がいのある人」の割合が増えています。

問6 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか？				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
親しく付き合っている		316	33.2	296	38.7
立ち話をする程度		431	45.3	315	41.2
あいさつする程度		149	15.7	130	17.0
付き合いはほとんど無い		44	4.6	19	2.5
その他（百歳体操の時 など）		11	1.2	5	0.7

◇親しい付き合いが減り、立ち話・あいさつ程度の付き合いの割合が増えています。

問6-1 問6で「あいさつする程度」「付き合いはほとんど無い」と答えた人の理由				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
あまり知らない		18	6.8	14	9.4
機会や時間が無い		81	3.7	43	28.9
家族にまかせている		40	15.2	33	22.1
必要を感じない		62	23.5	29	19.5
わずらわしい		7	2.7	8	5.4
時間をさくのが惜しい		3	1.1	3	2.0
人づきあいが苦手		25	9.5	17	11.4
付き合いの仕方がわからない		9	3.4	4	2.7
その他（高齢や障がいがあるが理由でできない など）		19	7.2	5	3.4

◇近所付き合いの機会が減っており、必要性を感じていない人の割合が増えています。

問7 あなたは、ボランティア活動をしていますか？				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
現在やっている		89	9.4	94	11.9
過去にやったことがある		271	28.5	246	31.1
やったことはない		563	59.2	432	54.5
無回答		28	2.9	20	2.5

◇ボランティア活動の経験が無い人が増えているようです。

問7-1 ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか？（複数回答）				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
講座や研修に参加して		55	15.3	62	18.2
新聞やテレビの報道で知って		13	3.6	22	6.5
友人・知人・家族の勧めで		100	27.8	105	30.9
P T Aなどでの関わりで		67	18.6	48	14.1
社会福祉協議会の募集		24	6.7	36	10.6
福祉施設や団体の募集		48	13.3	50	14.7
行政の募集		37	10.3	38	11.2
支援を必要とする人がいたから		66	18.3	69	20.3
付き合いで仕方なく		49	13.6	50	14.7
その他（婦人会、会社、学校行事で など）		53	14.7	31	9.1

※問7で「現在やっている」「過去にやったことがある」と回答した人の中での割合

問7-2 ボランティア活動に参加していない理由は何ですか？（複数回答）				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
福祉活動に関心がない		52	9.2	20	4.6
時間的に余裕がない		238	42.3	159	36.8
報酬が無い		16	2.8	5	1.2
活動に関する情報がない		103	18.3	70	16.2
一緒にする仲間がない		64	11.4	45	10.4
参加するきっかけがない		196	34.8	179	41.4
取り組みたい内容がない		27	4.8	29	6.7
活動に生かせる知識・経験がない		93	16.5	84	19.4
高齢や健康上の問題でできない		182	32.3	133	30.8
その他		18	3.2	11	2.5

※問7で「やったことはない」と回答した人の中での割合

◇「時間的に余裕がない」「高齢や健康上の問題」の回答が増えています。、あた、活動に関する情報やきっかけがないという回答も多くありました。長引くコロナ禍の影響により募集等減っていることも考えられます。

問8 あなたは、機会があれば次のようなボランティア活動をしてみたいと思いますか？（複数回答）				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
高齢者・障がいのある人の相手		69	8.3	60	9.3
高齢者の声かけ・見守り活動		143	17.2	147	22.7
買い物や病院等への車の送迎		64	7.7	63	9.7
外出の付添い		45	5.4	22	3.4
資格をいかしたもの		76	9.1	68	10.5
家事援助（掃除・洗濯など）		34	4.1	37	5.7
社会福祉施設での活動		51	6.1	42	6.5
地域の自然を守る活動		246	29.6	177	27.4
外国の方との交流		48	5.8	40	6.2
手話や音読・点字訳		13	1.6	22	3.4
登下校時の子供の見守り		94	11.3	87	13.4
まちづくり協議会の運営協力		84	10.1	85	13.1
災害時のボランティア活動		125	15.0	110	17.0
防災・防犯に関連すること		81	9.7	74	11.4
その他（話し相手、子ども食堂 など）		88	10.6	48	7.4
参加したくない		187	22.5	125	19.3

※回答した人の中での割合

◇前回から大きく傾向の変化はありませんが、地域の自然を守る活動が増えていることに対し、高齢者への声かけ・見守りが減っています。

問9 あなたが、日常の生活のなかで、困っていること・心配していることは何ですか？（複数回答）				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
買い物や通院などの外出が不便		73	8.1	87	12.2
力仕事（物の移動など）ができない		112	12.5	87	12.2
家事労働（炊事、洗濯など）がきつい		29	3.2	22	3.1
庭・畑仕事（草取りなど）ができない		69	7.7	63	8.9
機械類・電化製品の使い方や修理方法がわからない		85	9.5	59	8.3
話し相手、遊び相手が少ない		47	5.2	43	6.0
ごみ出しが困難		18	2.0	10	1.4
近所づきあいがうまくいかない		15	1.7	19	2.7
運動する場所や機会が少ない		112	12.5	62	8.7
学習（趣味や興味のあること等）する場所や機会が少ない		70	7.8	62	8.7
子育てや教育に関すること		29	3.2	28	3.9
災害や防災のこと【R3追加】		99	11.0	-	-
経済的なこと		142	15.8	128	18.0
除雪		211	23.5	195	27.4
その他（老後のこと、免許返納後の足の確保 など）		52	5.8	20	2.7
特になし		347	23.0	263	37.0

※回答した人の中での割合

◇高齢化が進んでいる影響からか、力を必要とする作業、機械類・電化製品の使い方など、より身近な困りごとが増えているようです。

問10 あなたは、日常生活で困ったことがあった時、どこ（誰に）に相談しますか？（複数回答）

項 目			前回（H28調査）	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
役場	138	15.3	185	24.2
社会福祉協議会	44	4.9	64	8.4
民生児童委員	53	5.9	78	10.2
ケアマネージャーやヘルパー	58	6.4	61	18.0
家族や親せき	663	73.4	564	73.7
知人・友人	390	43.2	357	46.7
職場の同僚	99	11.0	94	12.3
警察	20	2.2	26	3.4
児童相談所	0	0.0	1	0.1
近所の人	213	23.6	126	16.5
地域包括支援センター	31	3.4	45	5.9
まちづくりセンター	20	2.2	13	1.7
病院・社会福祉施設	47	5.2	42	5.5
学校・保育園・幼稚園	14	1.6	8	1.0
誰にも相談しない	46	5.1	24	3.1
その他（相談できない など）	22	2.4	13	1.7

※回答した人の中での割合

◇家族や親せき、知人・友人、近所の人など身近な人に相談するケースが多いようです。反対に役場に相談する割合が大幅に減っています。

問11 もし、あなたやあなたの家族に助けが必要になった時、どのような支援なら、してほしいと思いますか？（複数回答）

項 目			前回（H28調査）	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
安否確認の声かけ	203	22.7	116	22.7
心配ごとなどの相談相手	125	14.0	151	20.6
子どもの短時間の預かり	27	3.0	53	7.2
買い物の手伝い	77	8.6	56	7.7
家事の手伝い	64	7.2	61	8.3
外出の手伝い	44	4.9	38	5.2
ごみ出しの手伝い	41	4.6	24	3.5
電球の交換や灯油入れなど	69	7.7	13	1.8
除雪	292	32.7	294	40.2
急病になった時の看病	159	17.8	167	22.8
介護を必要とする人の短時間の預かり	171	19.1	188	25.7
災害時の手助け	241	27.0	224	30.6
日常的な話し相手	49	5.5	46	6.3
お金の管理や支払い	41	4.6	18	2.5
その他	0	0.0	11	1.5
特になし	150	16.8	74	10.1

※回答した人の中での割合

◇前回同様、除雪に関して苦勞している人が多いようです。安否確認の声かけ、災害時の手助けに対する要望も多く見られました。

問12 あなたは、日常の生活の中で、困っている人から助けを求められた時、どう対応したいと思いますか？

項 目			前回（H28調査）	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
積極的に対応したい	110	11.6	108	13.6
できるだけ対応したい	651	68.5	557	70.3
対応したいが、できれば避けたい	116	12.2	66	8.3
関わりたくないの、何もしない	13	1.4	14	1.8
その他（高齢や障がいに関わることができない など）	30	3.2	13	1.6
無回答	31	3.3	34	4.3

◇おおむね「対応したい」という割合が高いのですが、できれば避けたいという人も増えています。人間関係が希薄になっていることも考えられます。

問12-1 あなたが関わりたくないと思うのは、どのような理由からですか？				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
	忙しいから	3	23.1	1	7.1
	家族が反対するから	1	7.7	0	0.0
	関わり方がわからず、不安だから	9	69.2	3	21.4
	人とのつきあいが苦手だから	7	53.8	5	35.7
	時間をさくのが惜しいから	2	15.4	0	0.0
	他人の問題で、自分には関係ないから	8	61.5	3	21.4
	興味がないから	1	7.7	1	7.1
	その他	7	53.8	3	21.4

※問12で「関わりたくないので、何もしない」と回答した人の中での割合

問13 あなたのお住いの地域で、優先的に解決しなければならないと感じている課題はありますか？（複数回答）				前回（H28調査）	
項	目	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
	ひとり親家庭の子育て支援	72	8.3	92	12.4
	共働き家庭の子育て支援	73	8.4	155	20.9
	乳幼児期の子育て支援	51	5.9	88	11.9
	子どもへの虐待防止対策	36	4.1	37	5.0
	高齢者の社会参加や生きがいづくり	219	25.1	238	32.2
	高齢者の生活支援	332	38.1	326	44.1
	高齢者への虐待防止対策	26	3.0	21	2.8
	障がいのある人が、地域で自立して生活するための支援	104	11.9	73	9.9
	障がいのある人に対する地域の理解、交流の促進	111	12.7	91	12.3
	障がいのある人への虐待防止対策	19	2.2	9	1.2
	青少年の健全育成、犯罪や非行の防止	88	10.1	143	19.3
	生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み	184	21.1	184	24.9
	災害が発生した時の安否確認や避難誘導などの防災活動	344	39.5	311	42.0
	地域で孤立しているなどの、社会的孤立者の支援	90	10.3	102	13.8
	孤立死（孤独死）の防止	138	15.8	117	15.8
	振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動	88	10.1	70	9.5
	低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援	166	19.1	181	24.5
	住民同士のつながりづくり	257	29.5	231	31.2
	その他（空き家問題、後継者不足、未婚率の上昇 など）	39	4.5	29	3.9
	特になし	130	14.9	79	10.7

※回答した人の中での割合

◇子育て支援に関する割合が減っています。子育て世代に対する支援施策の成果と考えられます。障がいのある人の割合が増えている影響か、そうした人に対する理解・支援を望む割合が増えています。

問14 地区まちづくりセンターが主体となって行っている、高齢者等の生活応援事業をご存じですか？

項	目	計(人)	割合(%)
知っている		395	41.5
知らない		516	54.3
無回答		40	4.2

問14 地区別集計

◇地区別集計から、活動の浸透度と認知度が比例していることがわかります。特に「エプロンサービス」を行っている西遊佐地区では認知度が高くなっています。

地区別	知っている		知らない	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
蕨岡	21	17.9	96	82.1
遊佐	82	35.5	149	64.5
稲川	74	65.5	39	34.5
西遊佐	78	78.0	22	22.0
高瀬	101	60.5	66	39.5
吹浦	36	20.9	136	79.1

問15 今後、こうした地域住民のみなさんが互いに支え合う事業についてどう思いますか？

項	目	計(人)	割合(%)
今後さらに必要になる		743	78.1
必要性を感じない		25	2.6
わからない		145	15.2
無回答		38	4.0

問16 あなたは「遊佐町社会福祉協議会」を知っていますか？

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
よく知っている	299	31.4	224	28.3
名前だけ知っている	502	52.8	409	51.6
知らない	81	8.5	87	11.0
無回答	69	7.3	72	9.1

問17 あなたが知っている社会福祉協議会の活動はどれですか（複数回答）

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
認知症の人などの金銭管理や福祉サービスの利用援助	201	24.1	162	24.7
心配ごと相談・弁護士相談	382	45.8	280	42.6
低所得者などへの生活資金の貸付	98	11.8	86	13.1
ホームヘルパー養成のための研修会の開催	252	30.2	191	29.1
高齢者訪問給食サービス	296	35.5	215	32.7
ねんりんピックの開催	109	13.1	90	13.7
介護などが必要な人たちが在宅生活を続けていくための支援	371	44.5	282	42.9
赤い羽根共同募金運動	532	63.8	359	54.6
住民主体による買い物などの生活応援事業のサポート【R3追加】	181	21.7	-	-
金婚式の開催	384	46.0	261	39.7
その他	7	0.8	3	0.5
知っているものはない	85	10.2	75	11.4

※回答した人の中での割合

◇心配ごと相談、高齢者訪問給食サービス、介護サポートなど、日常の取り組みの成果が現れています。

問18 あなたは、お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員を知っていますか？

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
よく知っている	307	32.3	223	28.2
名前だけ知っている	337	35.4	247	31.2
知らない	244	25.7	264	33.3
無回答	63	6.6	58	7.3

問19 あなたが知っている、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動はどれですか（複数回答）

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
日常生活についての悩みや心配ごとの相談	419	55.2	300	58.3
行政などの福祉サービスについての情報提供	297	39.1	199	38.6
高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問	573	57.5	355	68.9
子供に関する相談	188	24.8	220	42.7
その他（何をしているかわからない など）	33	4.3	7	1.4

※回答した人の中での割合

◇日ごろ担当地区を中心に訪問活動など行っていますが、活動そのものの広報・周知不足の声が見受けられました。

問20 あなたは「福祉」に関心がありますか？

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
とても関心がある	171	18.0	161	20.3
やや関心がある	500	52.6	375	47.3
あまり関心がない	201	21.1	180	22.7
まったく関心がない	16	1.7	19	2.4
無回答	63	6.6	57	7.2

問20-1 「福祉」のどのような分野に関心がありますか？（複数回答）

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
子どもに関する福祉	234	34.9	205	38.2
高齢者に関する福祉	586	87.3	439	81.9
障がいのある人に関する福祉	339	50.5	195	36.4
上記以外の支援を必要とする人に関する福祉	70	10.4	62	11.6
その他	4	0.6	6	1.1

※問20で「とても関心がある」「やや関心がある」と回答した人の割合

問21 福祉のあり方はどうあるべきかと思いませんか？

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
福祉を必要とする人は、家族や親せきが面倒をみればよい	21	2.2	21	2.7
福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべきである	166	17.5	126	15.9
福祉は、行政と町民が協力しながら、地域で支え合うべきである	653	68.7	557	70.3
その他	20	2.1	16	2.0
無回答	91	9.6	72	9.1

問22 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を、主にどこから手にしていますか？（複数回答）

項 目			前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
役場の窓口	121	13.8	120	16.2
社会福祉協議会の窓口	77	8.8	74	10.0
民生児童委員	55	6.3	56	7.6
ケアマネージャーやヘルパー	146	16.6	101	13.7
家族や親せき	131	14.9	136	18.4
知人・友人	194	22.1	171	23.1
職場の同僚	42	4.8	40	5.4
広報ゆざ	507	57.7	390	52.8
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	167	19.0	168	22.7
インターネット	70	8.0	61	8.3
地域包括支援センター	64	7.3	67	9.1
まちづくりセンター	109	12.4	76	10.3
病院や施設	80	9.1	80	10.8
保育園や幼稚園	9	1.0	10	1.4
小中学校	4	0.5	17	2.3
シルバー人材センター	12	1.4	11	1.5
情報を得る方法がわからない	93	10.6	66	8.9
情報を得る必要がない	19	2.2	16	2.2
その他	10	1.1	8	1.1

※回答した人の中での割合

問20 年代別集計

割合 (%)

項目	20代	30代	40代	50代	60代	70以上
とても関心がある	0.0	10.0	16.2	12.8	16.5	23.6
やや関心がある	66.7	43.3	48.6	52.1	58.6	58.2
あまり関心がない	25.0	40.0	33.8	33.0	23.3	16.7
まったく関心がない	8.3	6.7	1.4	2.1	1.6	1.4

◇年代が上がるにつれ、関心度が高くなっています。

問22 年代別集計

割合 (%)

項目	20代	30代	40代	50代	60代	70以上
役場の窓口	0.0	7.7	5.4	6.1	7.4	6.0
社会福祉協議会の窓口	0.0	1.5	2.0	2.5	4.6	4.5
民生児童委員	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	4.5
ケアマネージャーやヘルパー	0.0	0.0	4.1	7.1	10.0	7.4
家族や親せき	11.8	9.2	8.8	6.1	6.1	7.0
知人・友人	0.0	4.6	7.4	9.1	10.9	10.9
職場の同僚	11.8	4.6	6.1	4.0	3.0	0.3
広報ゆざ	35.3	23.1	23.6	26.8	27.5	26.7
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	0.0	3.1	5.4	8.6	8.5	10.0
インターネット	17.6	10.8	10.1	7.1	3.7	1.2
地域包括支援センター	0.0	1.5	1.4	3.5	3.1	3.9
まちづくりセンター	5.9	3.1	2.7	3.0	4.2	7.7
病院や施設	0.0	7.7	5.4	6.1	3.0	4.0
保育園や幼稚園	5.9	6.2	1.4	1.0	0.0	0.0
小中学校	0.0	0.0	2.0	0.5	0.0	0.0
シルバー人材センター	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	1.1
情報を得る方法がわからない	11.8	9.2	9.5	7.1	4.6	3.5
情報を得る必要がない	0.0	6.2	4.1	1.0	0.4	0.5
その他	0.0	1.5	0.7	0.0	0.4	0.7

◇年代に関わらず、「広報ゆざ」が最も高い割合となっています。若い人はネットや家族・職場から、年代が上がるにつれ、役場や社会福祉協議会、民生委員、新聞・テレビなどから情報を得ているようです。反面、町の福祉情報が広報以外の媒体で出ることが少ないとも言えます。

【参考】 まちづくりへの参加に対する考え方

全体=601人中

項目	割合 (%)
まちづくりに住民参加（参画）は不可欠であり、既に参加している	6.1
まちづくりに住民参加（参画）は不可欠であり、機会があれば参加（参画）したい	22.7
まちづくりに住民参加（参画）は不可欠であるが、関係団体などの選ばれた人が中心になって進めるのが望ましい	23.9
まちづくりに住民参加（参画）は必要であるが、自分としては参加（参画）できない	23.4
現状のままで満足しており、住民参加（参画）の必要はない	7.1
わからない	15.1
無回答	1.7

※「遊佐町総合発展計画 後期基本計画策定支援業務 町民意識調査報告書（R3.10.15）」より抜粋

問23 子どもたちやその家族が住みよい町をつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか？（複数回答）

項目	計(人)		割合(%)		前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
男女ともに家事・育児に参加する意識づくり	254	30.1	188	27.3		
安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実	329	39.0	280	40.6		
保育サービスのメニュー（乳児保育、一時保育、延長保育など）の充実	205	24.3	160	23.2		
働く時間を短縮し、子どもと接する時間を増やす取り組みの充実	128	15.2	111	16.1		
育児休業制度や出産後の再雇用制度の充実	218	25.8	174	25.3		
児童手当や乳幼児医療費助成など、金銭面の支援の充実	281	33.3	223	32.4		
保育所の費用や教育にかかる費用の減額	258	30.6	212	30.8		
子育ての悩みごとなどに関する相談体制の充実	139	16.5	110	16.0		
地域ぐるみで子育てを支援する体制の確立	241	28.6	191	27.7		
その他	18	2.1	16	2.3		
特になし	44	5.2	44	6.4		

※回答した人の中での割合

◇子育てに対し、男女ともに関わることが必要であるという意識が高まっているようです。また、共働き世帯が多いことから、一時預かりや延長保育などの保育サービスの充実を求める声も寄せられています。

問24 高齢者の人たちが住みよい町をつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか？（複数回答）

項目	計(人)		割合(%)		前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実	81	9.3	92	12.5		
公共施設・道路・交通機関の改善（バリアフリーなど）	165	18.9	98	13.3		
高齢者が住みやすい住宅の整備	107	12.2	102	13.9		
在宅福祉サービス（ホームヘルプやデイサービスなど）の充実	276	31.6	257	35.0		
入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実	325	37.2	276	37.6		
高齢者の働く機会の充実	100	11.4	88	12.0		
高齢者のボランティア活動への参加機会の充実	46	5.3	30	4.1		
高齢者の文化・スポーツ活動への参加の機会の充実	63	7.2	60	8.2		
経済的な支援の充実	190	21.7	183	24.9		
困ったときの相談体制の充実	222	25.4	190	25.9		
高齢者と家族のつながりを深める取り組みの充実	49	5.6	69	9.4		
隣近所など、身近な地域で高齢者を支える取り組みの充実	185	21.2	145	19.7		
買い物・通院などの交通手段の確保	300	34.3	217	29.5		
振り込め詐欺など消費者被害対策の充実	29	3.3	20	2.7		
緊急時の通報システムの充実	191	21.9	111	15.1		
その他	7	0.8	3	0.4		
特になし	19	2.2	17	2.3		

※回答した人の中での割合

◇日常生活における交通等移動手段の確保に対する要望が多く見られます。また、緊急時の連絡手段に対する不安もあるようです。

問25 障がいのある人たちが住みよい町をつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか？（複数回答）

項目	計(人)		割合(%)		前回 (H28調査)	
	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実	279	32.4	279	38.3		
職業訓練や働く場の充実	312	36.3	273	37.5		
公共施設・道路・交通機関の改善（バリアフリーなど）	135	15.7	104	14.3		
障がいのある人に対する理解の促進	371	43.1	280	38.5		
入所施設の充実	208	24.2	192	26.4		
在宅福祉サービス（ホームヘルプやデイサービスなど）の充実	178	20.7	133	18.3		
福祉手当の支給など、金銭面の支援	223	25.9	170	23.4		
住みやすい住宅の支援	98	11.4	79	10.9		
困ったときの相談体制や情報提供の充実	286	33.3	217	29.8		
身近な地域で障がいのある人を支える取り組みの充実	164	19.1	145	19.9		
その他	6	0.7	3	0.4		
特になし	19	2.2	17	2.3		

※回答した人の中での割合

◇障がいのある人に対する理解が深まることを望む割合が高くなっています。また、金銭面を含め自立した生活を送るための支援に対する声も多くなっています。

問26 遊佐町の福祉に関することで、日頃感じていることを、自由にご記入ください。

年代	地区	内 容
10代	-	近くにスーパーしかないので店が無くなったら大変です。車が無いとどこにも行けないです。電車はありますが自由に行けません。もう少し店が増えて欲しい。
10代	吹浦地区	・遊佐の出身だが、学校を卒業して社会人になると、ほとんど情報が無いし、関りがなくなる。 ・子どもがいると手当などもらえてありがたいが、書類などの手続きが面倒だった。
10代	遊佐地区	・子どもに対する支援は他市町村より力を入れていると感じるので、これからは遊佐町独自の支援策をどんどん取り入れてほしい。 高齢者への支援ももちろん大切であるが、未来を担う子どもにしっかりと支援してほしいと思う。 ・せっかく小学校を新しくするのであれば、学童保育所を併設してほしい。共働き世代が今より多くなる未来が予想されるので大事なことだと思う。 また、高齢者多い車通りの多い道が多い町のため、登下校が心配。全国で相次ぐ子どもの事故、この町も他人事ではないのではないのでしょうか。早いうちに対策を講じるべきと思う。
10代	遊佐地区	①他の自治体に比べると子育てはしやすい環境にあると感じるが、働く親にとって厳しい面もある。 ・3世代家庭では誰か見てくれる人がいるという決めつけ ・休みの日をシフトで確認され、園に預けにくい ・「慣らし保育」は必要ないという考え（他のところでは、年度初めや、1～2週間は慣らし保育があるのが当たり前） ②高齢者が多い町なので、町民全体で高齢者への理解が必要だと思う。 ・これからの時期は雪かきや灯油など力が必要な作業も…買い物などの外出も大変なので何かサービスは？ ・運転している方の中には、危険と思う運転をする高齢者が多いのも現実。バス路線や時間・本数の見直し、無料で利用できる移動サービスの充実で無理な運転を防ぐなど。 ③福祉に関わらず、必要なサービスを必要と使いやすい環境はつくれないのでしょうか？小さな町ならではの、町民の意見を反映できる町づくりをしていてもらいたいです。
30代	遊佐地区	保育園に看護師を常駐させてほしい。病児保育のニーズは今後高まると思う。
30代	吹浦地区	自動車社会ですが免許を持っていない人が多くいるので、遊佐町の中心にだけドラッグストアやスーパー、銀行などをつくるのではなく、各地域に1件ずつそういう施設があった方がいいと思う。
30代	高瀬地区	・特に高齢者の移動手段が乏しく、なかなか車が手放せない状況にあると思います。（酒田の病院等への移動手段が少ない。） ・子供達が放課後に集まれる場所が少なく、学童に行くしか他の子供と遊ぶ機会がありません。
30代	高瀬地区	施設は人手不足がずっと続いている状態。今働いている人も高齢となってきている。今後は在宅での介護を進めていく時なのではないか。
30代	遊佐地区	・高齢者の移動について 免許返納した65歳以上の高齢者は年間36枚、障害者42枚とあるが、今まで普通通り運転をしていた人が、年36枚のタクシー券では足りないのではないかと。遊佐町内のタクシー会社は少ないので、補助事業があっても使いづらいし、安心して今までの生活リズムを維持できないのではないかと。 デマンドタクシーよりも、路線バスの増便等、高齢者がいつでも・どこでも使いやすいものがもっとあるのではないのでしょうか。 ・医療・福祉について 遊佐町における医師の高齢化に伴い、将来の展望はどのように考えているのか。具合が悪くなったら日本海病院に行く等、そういうことではなく真剣に考える時期に来ているのではないかと。移住者促進の取り組みで、教育は充実しているが、高齢者に対するケアが今一つだと思う。 ・アンケートを記入しましたが、私は30代なので、それぞれの世代にあった質問を考えてもらった方が、アンケートとして成り立つと思う。
30代	遊佐地区	保育料（3歳未満）を下げてもらえると助かります。

年代	地区	内 容
30代	西遊佐地区	子連れで外出していると、笑顔で話しかけてくれる高齢者の方がとても多い。子ども達は核家族で、高齢者の方とふれあう機会が少ない。なので外出先でふれあい、子どもも高齢者も笑顔で過ごせる時間があったらいいと思う。短時間のあずけ先、買い物中に一緒に待っているスペースのような…。
40代	遊佐地区	・遊佐町でこれから暮らしていくにあたって、病院の数が少なく、これから歳をとっていくにつれて不安が大きいです。日本海病院のような大きな病院ができれば、遊佐町に住んでいても若い人も安心して住めると思います。できれば、眼科、皮膚科も出来たらいいと思います。
40代	吹浦地区	・遊佐町は子育てにとっても優しい町でとてもありがたく思います。できれば、高校、大学、専門、短大に行くにつれお金がかかるので、町独自で支援できるような制度があればありがたいです。小さい子どもばかりに支援していても、小学校入学を機にいなくなったりする家庭が多いので（引っ越しなど） ・ひとり親家庭の支援も大切ですが、ひとり親家庭と言いながらも一緒に生活をしている存在があり、実際に子どもが増えている家庭もあります。もう少し厳しく見直してもらいたいです。本当に頑張っているひとり親家庭もあるので。町民の税金をムダにしない為にもお願いします。
40代	高瀬地区	日常、災害時、心強いサポートをよろしくお願いします。
40代	藤岡地区	少子化対策を第1に考えて計画を策定していただきたい。
40代	藤岡地区	少子化や高齢化の中、様々な面で福祉の役割、住民サービスは増々必要性の高いものになってくると思っています。しかし、福祉事業を支えるには若年層定住増が大事だと思っています。若年層増にするには、働く場所の確保、遊佐町でも十分な賃金がもらえて暮らしていけるのだという根底が必要だと思います。高齢者が頑張れる町、その高齢者の数を超えるほど支えのある若者の定住者の存在、その実現がなければ、今後、さらに必要となってくる福祉を支えていくことは難しいと考えます。行政と町民が手を取り、協力しながら誰もが暮らしやすい遊佐町に、福祉サービスに必要なのは、支える人の手です。そして誰かが気軽に参加しやすいボランティア活動などの情報発信など課題は何かと多いかなと思っています。
40代	遊佐地区	福祉サービス等は利用したい人が申請、情報を知らないというイメージがあるが、遊佐町は該当者に通知してくれるのでありがたく思っている。
40代	遊佐地区	保育園について。日曜・祝日、年末年始期間以外は開所しているはずですが、土曜日やお盆期間などに保育園に預けようとするとても嫌な顔をされました。核家族、夫婦共働きで不定休のためとても困りました。保育料0円など金銭的なことも大事だと思いますが、そもそも園が（町が）子どもを預かる体制（意識）が低いのはダメだと思います。
40代	西遊佐地区	コロナ禍の影響は小中学生、高齢者の方々に大きな不安を与えているものと感じます。特に高齢者で一人暮らしをしている方々、普段当たり前に人と触れ合っている事を制限され、夜になれば一人話す相手もいなければそのような日々を過ごしている事で精神的に不安定になりがちだと思います。心の病気の人を理解し、関り合って生活をしていくことは地域の方々の協力なしではできないことと思います。地域の民生委員に相談し、町の行政に対応を求めることは順序的には分かりますが、皆が安心して生活を送るためにも、迅速な行政からの対応をお願いしたいと感じます。
40代	吹浦地区	高齢者への支援は十二分かと思いますが、若い世代に対して、商品券のように無条件で支援されるものはありません。PayPay20%還元や、資金を使つてのプレミアム系券についても、自分で情報を収集する努力が必要です。これからの人たちは年金すらもらえるか不透明なのに、努力しないと「得」を得られません。これからを担うさらに若い層は、声をあげたくてもあげられない程に、65歳以上の層が手厚く、肩身の狭い思いをしていることが多いと感じます。
40代	稲川地区	今後更に少子高齢化が深刻になっていく事に関して対応策がどの位進んでいるのか。将来への不安が強い。
40代	稲川地区	これから子育てする世代ですが、可能でしたらもっと子どもたちに対する支援を手厚くして頂けたらいいです。
40代	遊佐地区	（福祉サービスの）情報に接する機会が少ない。

年代	地区	内 容
40代	高瀬地区	保育園に預けているのですが自分の用事で会社を休んだり土曜日に少し預けたいという時にもう少し気軽に預けられるようにしたい。親が休みなら極力家で見てほしいと言われたことがある。
40代	遊佐地区	農業をやりたいが今までやったことのない人が気軽に参加できるようにして、地域の住民が増えるようにしてほしい。ボランティア活動はしたことないが、興味はあるのでどのような活動をしているのか、参加するためにはどうしたらいいのかわかりやすく広報してほしい。
40代	吹浦地区	高齢者の方が早朝などに歩行器類にごみ袋を乗せてごみ捨てに行っています。大変だし、何か方法あればよいですね。
40代	遊佐地区	今遊佐に住んでる人が住みやすい町にしてください。
40代	高瀬地区	困りごと、相談事で役場を訪れても皆下を向いて仕事をしており、誰も顔を上げて来庁者を迎えようとする人はいない。地域福祉の推進というならば、それに携わる役場の職員がまず意識を変え、町民に寄り添った対応をもっと考えて行うべきと思う。
40代	吹浦地区	若い人の雇用の場が必要。若い世代の福祉サービスを拡充してほしい。
40代	遊佐地区	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海病院への無料バス、タクシーがあったら良いと思います。 ・3LDK以上のアパートや貸家、空き家の賃借などを増やしてほしいです。 ・働く場所がほしいです。
40代	遊佐地区	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの医療費無料制度は子育て世代にとってありがたいので継続できれば良いと思います。 ・高齢者が独居でも安心して自宅で暮らし続けられる町づくりが必要と思います。町に地域包括支援センターは1ヶ所ですが、支援が必要な人をすべてカバーできていますでしょうか。困っていても自ら声を出せない住民もいると思うのでそういった方への関りも積極的に持ってもらえたらと思います。 ・遊佐中央公園には身障者用の駐車場がありますが、すぐ隣の入り口？は真ん中に石があり、車いすでは入れません。せっかくの公園なので誰もが使いやすいような作りにした方がいいと思います。
40代	高瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> ・田舎なので車（足）がないと、お年寄りはどこにも行けない。 ・子どもが少なくなったので、保育料0円で良いのではと思う。
40代	稲川地区	個人で福祉車両購入時、補助金があると助かる。
50代	高瀬地区	少子高齢化が進んでおり、この先地域での課題（後継者不足等）を地域単独で解決することは困難なので、行政には最優先で取り組んでもらいたい。
50代	吹浦地区	情報サイトが少ないと思う。施設の住居状況などの情報。入居・入院時の減額費用対応の仕方などの情報が入手できると良いと思います。
50代	吹浦地区	高齢者の中には福祉サービスの受け方がわからない人もいると思う。一人暮らしや二人暮らしの家庭を保健師が訪問し、その家庭状況を把握し、どのようなサービスが受けられるかなど提案をしてほしい。高齢者の方はおっくうだったり面倒だったり相談をしない人は少なからずいると思います。
50代	吹浦地区	地域の距離が離れすぎるために起こる不都合が、今後問題になっていくと感じます。
50代	西遊佐地区	悩みはその時期で変わるもので、子供のいるときはそれにまつわる学校、病院のこと、年寄りのいるときは仕事と介護のこと、それから解放された今、まだ自分の働けることもありそこそ健康であれば、とても楽な時を過ごさせてもらっている現状です。ただ、少し先を考えればバスは通らない、車も運転できなくなれば買い物、病院と困ることになるでしょう。だから今困っている人あれば、手を貸すべきなのかもしれませんが、人を乗せての運転には自信がないし、自分自身あんまり踏み込んでもらいたくない。今できることは、顔を合わせたらあいさつし、一言二言話をすることです。
50代	吹浦地区	高齢者と同居しているため、日頃よりケアマネージャーの方々にはお世話になっております。いつも親身になって話を聞いてくださり、感謝しております。また、子育てをしていた時には、18才までの医療費援助等々本当に助かりました。色々と考えてくださっているといつもありがたく思っております。
50代	遊佐地区	遊佐町6地区の福祉に関する取組に、温度差を感じます。

年代	地区	内 容
50代	遊佐地区	共働き世帯が多いこと、高齢者世帯も多いため、家族に介護が必要な人がでた場合、自宅で介護することが難しいと思います。施設を検討しても、すぐに入所できなかったり、家族の金銭的な負担も大きいと考えます。 介護予防のための健康管理、体力の維持増進、介護が必要になっても自宅で生活できる支援体制、地域で支え合えるようにしていく必要があると思います。
50代	遊佐地区	医療機関も交通手段も少ない中、高齢者の交通事故が大変問題になっているとはいえ、高齢になった両親に早めに運転免許返納してとは簡単には言えない状況です。酒田の高校へ通う学生にしても、高齢者、障がい者にしても、交通手段を充実させていくことは安心して暮らし続けていくために必要ではないかと思えます。
60代	高瀬地区	子育てに関しては充実した福祉がされていると思いますが、高齢者に対して、特に高齢夫婦や一人暮らしの家庭への対策が充分ではないと思います。
60代	遊佐地区	情報が足りない。「広報やおしらせ号に載せました」ではなく、恒常的に情報を得られる場を設け、それを周知すること。
60代	西遊佐地区	買い物に行けないので、移動販売車が来てくれると良い。また、自分が用事がある時に、代行して運転してほしい。
60代	西遊佐地区	高齢者へのタクシー助成券の枚数は少ないように思うので、改善できないでしょうか。
60代	蕨岡地区	空き家対策とひとり世帯の支援の充実 地方での生活の充実（都会に流れない、または都会から生活に来る）
60代	稲川地区	個人のプライバシーや考え方があるので、どこまで関わっていいのか考えてしまいます。私の近所にも一人暮らし高齢者が二人いますが、何か手助けしたいとは思っていますが躊躇してしまいます。 冬期間屋敷の除雪を手伝っていますが、春にお礼の品を持ってくるのが逆に心苦しく思います。
60代	吹浦地区	・高齢者が必要としているニーズのリサーチを充実 ・若い人が住みやすい町、職場が少ないと感じている。
60代	蕨岡地区	高齢者のための勉強会を開けないものか 「昔の常識、今の常識」、「環境の違い」など
60代	遊佐地区	私で出来ることがあればお手伝いしたいのですが、何を一番にしてほしいのかわからないし、また、こちらから思い付きでやっても、相手にとってお節介・迷惑だったら…と考えてしまう。 地域の方々、何かをしてもらったら、お返ししなければならないと考えていらっしゃるようだ。日ごろから仲良くしていないからかもしれないが、深く家庭内までは立ち入りたくはないし悩ましい。
60代	高瀬地区	まずは自立、支援はその後と思っています。
60代	吹浦地区	地域での一人暮らしの高齢者が増えています。子供など頼れる存在が近くにいない人は、病気、入院などの時準備したいものがあると誰に相談してよいか悩んでしまうようです。頼りになる身近な若い力が必要だと感じます。
60代	吹浦地区	人口減少と高齢化率上昇が避けられない今、若い人の定住増が必要となっています。魅力ある遊佐町を目指すためにお手伝いできればと考えます。皆様のご健勝をお祈りしています。
60代	高瀬地区	一人暮らしの高齢者に対して、ゴミ出し、敷地内の除草、道路沿いの枝木の整理など料金助成、ボランティア協力をお願いしたいです。
60代	遊佐地区	高齢化社会が進む中で、2・3年後には当集落全世帯が65歳以上になります。様々な福祉サービスがある中で、実際に利用している人はほんのわずかにすぎないのでは。 自分自身支援が必要になった時、素直に家庭事情をさらけ出すことができるかわかりません。受け皿があっても、知らないことや人に頼りたくない気持ちが先行してしまう人もいるのではないのでしょうか。利用する人も勇気があることだと思います。 そのうえで、自力で動けるうちに周りの色々な人たちと交流していくことが、福祉活動に繋がっていくのではないかと考えております。

年代	地区	内 容
60代	遊佐地区	身体障害者と精神障害者と扱いに差別があるように思われます。同じ障害者。生活する以上、必要とされる福祉は変わらないはずで、精神障害者に対し積極的にサポートできる体制をつくってほしいものです。
60代	高瀬地区	山間部に住んでいる高齢者のご夫婦や一人暮らしの方の冬期間の住宅を、一時的に町内の中心部に移動できないものでしょうか。
60代	蕨岡地区	父と母の介護の時に社会福祉協議会や包括支援センターに助けをもらいました。本当に助かりました。
60代	西遊佐地区	地域の住民とのコミュニケーションをどうとるべきものなのか。誰でも心を開いてとは難しいし、必ず年を取ることは避けられない事であることを受け止めて活動していくことも難しい。でも、そのことをもって住民全体で考えていけないものかと思う。働く場所、医療機関、交通の便などの充実など机上の課題として考察しても現場に即した形にするのは難しい。少しずつ考えていくが、どんどん高齢化が進んでいく現状をどうにか今後の若者に伝えて、解決策を考えていけるようにしていければと思う。
60代	西遊佐地区	少子高齢化によって高齢者世帯が増加し空き家が増えている状況です。放置状態の家の取り組みに力を入れてほしい。
60代	高瀬地区	今のところ自分や家族が不自由な事はないが、これからもっと年老いてきたら、また問題が出てくるだろうと思う。できるだけこの状況が長続きするようにしたいです。
60代	高瀬地区	・保育園から帰る時間がもう少し遅い方が助かるため、延長時間を長くしてほしい。
60代	稲川地区	小さな町にも格差社会の現実はあるのだと日頃感じています。
60代	高瀬地区	どんなサービスや制度があるのか、困った時その内容によってどこに相談するのが一番良いのか、分かりづらいように思います。
60代	高瀬地区	家族の介護で困った時、丁寧に相談ののってもらい、アドバイスもいただきました。ありがたかったです。その時、もっと早くから声にしていたら、もっと良い方向が見つかったかも…と思っています。”情報のアンテナ”が大事ですね。
60代	稲川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化に歯止めのかかる施策を ・結婚に結びつく、出会いの場（見合い）の機会をつくる。 ・子育ては、国・県・町が大胆な施策で行う。 ・医療費・教育費は当然無料。子育て費用の補助、親の働き方改革を大胆に行う。 ・3人以上産み育てられる環境を整える。 ・高齢化を上回る、少子化対策に力を入れる（予算を含め） ・国の存続をかけた少子化対策を。
60代	西遊佐地区	自分はまだ運転などできますが、近い将来必ず免許返納の時期が来ます。そうになると夫婦二人とも酒田の病院に通院しているので、近くに薬だけでも受け取れる所があればいいと思います。
60代	遊佐地区	各まちづくりセンターや集落を周るコミュニティバスが1時間おき（希望）にあると良いと思います。
60代	遊佐地区	「福祉」の二文字はとても幅の広い大きい文字だと感じております。支え合い年代問わず環境が良い住みやすい遊佐にして行くために自分にできる協力をして微力ながら支えて行き（生き）たいと思っています。
60代	稲川地区	本当に福祉を必要としている人が望む福祉とは…。をもっと考えて、そのことに重点を置き充実していくべきでは。自分や家族の協力で日常生活ができる人への福祉（金婚式の開催など）必要か、そういったところに予算をかけるより施設や機具、医療補助などに予算（資金）を使ってほしい。
60代	稲川地区	体が不自由な方でも、町全体が自然な形で動き、活動できる、今ある施設も店もそんな町づくりができてるといいと思う。体の不自由な方も、その垣根を感じない、ある垣根は乗り越えやすい（心の部分も）町だいいと思います。
60代	稲川地区	引きこもりや一人暮らしの高齢者、老々介護暮らしの高齢者等巡回見守りの徹底をし、事故防止等に努めていただきたい。廃屋になった建物の取り扱い処理、色々な課題はあるが対応願いたい。

年代	地区	内 容
60代	藤岡地区	週2回りハビリを利用して何とか頑張っているのですが、除雪のことで困っております。最近、例年トラクターで除雪してもらっていた隣のご主人が亡くなり、とても心配しています。道幅が狭く、大きな除雪車は入ってこれない状態です。リハビリも諦めざるをえません。他の方にもお願いはしたのですが、今までのようにいくのか心配しています。
60代	西遊佐地区	リモートで働ける会社が増えてくると思う。そう社会が動いていけば、この自然・水・人という資源豊かな遊佐町に住みたい人は大勢いると思う。そして、町を活性化する活気あふれる人材も多くいるので、そこにまた人が集まって、町を活気づけるはず。その可能性をすごく感じる。おもしろい人材が、おもしろい町づくりをしていく。そういう豊かな田舎タウンを目指したい。インテリジェント系の人々も呼び込み、研究者が豊かな環境の中で、のびのび会社に貢献する。会社は田舎にあっても、IT社会ならやれる。そういう時が来るはずと思う。遊佐町は少子化社会においても、働く世代の人口増の可能性ある。
60代	稲川地区	役場窓口、社会福祉協議会の窓口、民生児童委員等皆んなのおかげで、子ども達から高齢者までお世話になって、安心して暮らすことができ、とても有難いことです。
60代	吹浦地区	生活保護制度を、もっと開けた制度にしてもらいたい。
60代	稲川地区	発達障害で自閉症スペクトラムの孫がいます。こだわりが強く、対人関係もスムーズにいかず、通常の就職は難しいようです。町が体の障害者だけでなく、心に障害を持つ人にも障害者枠で就職できるよう、企業さんと提携して下さるとか、就職できる場所を増やして下さるよう要望します。
60代	西遊佐地区	除雪に困っています。特に除雪車が通った後の雪の固まりが、入口、車庫前にごろごろあり、毎年の悩みです。住民に優しい除雪方法はないでしょうか。消火栓前の除雪も、消防団の方が毎回除雪に来るわけではないので、近所の方が除雪をすることになると思います。いざというときに雪が邪魔にならないように除雪車で除雪はできないものかと思っています。
60代	吹浦地区	今はまだ運転できてますが、やはり免許返納した時、買い物、病院とか考えてしまいます。酒田行きのバスがあったらといつも思います。
60代	稲川地区	アンケートで福祉に関して今確認しました。もっと遊佐町の福祉について発信してもらいたい。
60代	西遊佐地区	遊佐町は自然に恵まれ、落ち着いた生活が営まれるが、遊佐に限らず庄内各地、車が無いと生活できなく、高齢になって車の運転ができなくなったとき、どう生活が成り立っていくか、とっても不安で仕方ありません。また、商業施設においても、日用品ひとつ買う店がなく、西遊佐地区は孤立しているようにしか思えません。今後、交通、商業面など正常に生活できる対策を考えていただきたい。将来不安ばかりです。安心安全に暮らせるように、町の職員は考えていただきたい。
60代	高瀬地区	遊佐町は、山形県内で初めて特別養護老人ホーム松波荘を設置するなど、福祉の町として十分サービスが行われていると思います。ただ、認識不足だと思いますので、周知の方法を変えてみてはどうでしょうか。
60代	高瀬地区	高齢者にやさしい広報であってほしい。町の42%は65歳以上の高齢者である。しかし最も丁寧に広報を読むのもこの年代である。しかし、最近の広報は、横文字のカタカナ語、略語が多く理解難。なんとか一考(努力)できないか。
70以上	吹浦地区	遊佐町は健康づくりに対して力を入れていると感じています。
70以上	藤岡地区	長い間続けていた老人クラブが消滅している。もっと笑い合える、充実した老人クラブであれば集落も明るくなると思います。
70以上	遊佐地区	介護人を持って感じています。ケアマネージャーさんや訪問看護師さんの協力のもと、日々どうにか介護人の世話ができています。ひと一人にかかる人数は家族だけだと行き詰ってしまうので、色々な人たちかわかってもらえるのは、とてもありがたいと思います。いつも声をかけてくれる民生委員や近所の人たちにも感謝です。
70以上	稲川地区	一人暮らしになると、突然の脳梗塞等の急病が不安である。日頃の健康管理が大事だと思います。

年代	地区	内 容
70以上	蕨岡地区	老人の認知症にかかる程度によるが、このアンケートにさえ回答できない状況がある。今後そうしたケースはますます増えることとなる。＜該当するご家族の方より回答＞
70以上	西遊佐地区	住んでいる人誰もが、幸せに生きていける町にしてほしい。
70以上	吹浦地区	私も移住者の一人なので、移住促進活動は結構なことだと思うが、町が関与するものについては、周囲とのトラブルが無いよう（不安を与えないよう）に十分な事前調査と配慮が必要。
70以上	吹浦地区	高齢者に対する町独自の支援が少ない。
70以上	蕨岡地区	自分も高齢者となり、いつかは施設へ入所するかもしれないという立場になって感じているところです。特別養護老人ホームや吹浦荘のような施設の場所があまりにも人里離れたところにあり寂しい感じです。ゆうすい、ゆうとぴい、さんさんなどのように、車の音、子供の声、田んぼの様子が見えるなど地域の自然、人の動き、などを身近に感じることでできる場所であってほしい。施設は隔離されたものでなく、地域を感じられる場であってほしい。
70以上	吹浦地区	吹浦地区に高齢者の生活応援事業が無い。
70以上	高瀬地区	問14の事業（地域助け合い事業）はほとんど知りませんでした。現在ボランティア活動していますが、もっと時間が取れたなら、事業活動に参加できれば行ってみたいと思います。同時に、もっとその事業の宣伝があれば良いと思います。
70以上	蕨岡地区	福祉施設への支援です。自分は農家ですが食料の現物支援計画があればと考えます。余分なジャガイモ、カボチャ、トマト、ナス等の他野菜類の提供。
70以上	西遊佐地区	私は88歳なので車に乗れない。買い物はタクシー券で行きますが、券が少なくて困ります。
70以上	吹浦地区	移住してきた者ですが、健康的な生活環境、住民の方の優しさなどのおかげでゆったりと緩やかな生活を送らせていただき、移住してきて本当に良かったと感謝しています。高齢ではありますが、何らかのボランティア活動にできる範囲で協力させていただきたいと思っています。
70以上	吹浦地区	今70代だが、40代の頃は福祉に関すること、例えば、今こんなことができるから手続きしてみないか？金銭・補助などのアドバイスを役場の方から声をかけてくれることが多々あったが、時代が変わったからか、役場に行った時にこちらから聞いても「わからない」という返事をする若い層が増えて聞きづらくなった。
70以上	高瀬地区	ひとり身となり、話し相手もなくやはり孤独を感じます。
70以上	吹浦地区	私達も、介護施設を利用する年齢になりました。遊佐町は介護施設が十分にあり、自分が利用したいところにできます。私達は、良い町、良い時代に生かされていると、夫と常々話をして過ごしております。ありがとうございます。最近では、結婚しない人が多くて、人口も減るばかりです。孫達も帰ってきて結婚してくれれば良いなと考えております。
70以上	蕨岡地区	色々相談、質問されているけど、最後には家族だと思えます。家族の輪が大切だと思えます。
70以上	遊佐地区	町の活性化について⇒町外の人より広く意見を聞く。 中央で活躍している町内出身者との交流、定期的な意見交換をする。 町外の方の方が、見る目、見どころ、視点が違うのではないかと。新しい風の必要性！外部からのアイデア
70以上	稲川地区	現代社会の中で、福祉関係に関心のない人は少ない。しかし、福祉の町、地名等を名乗る役員ほど関係者以外で知らない人が多いのは、その内容とかを知っていても、身に関わってくるまで積極的に考えないということである。 高齢者でも健康な人は、老人クラブ等の行事に参加しておれば概ね満足できるが、しかし、家からあまり出ない老人、消極的な子育ての親、周囲を気にする障害者家族等の最も相談・支援を必要とする人たちには、表に出てこない限り、地域の民生委員・児童委員、または町福祉課職員等の見回りも容易でない現状なのです。特に家にこもりがちな、独り暮らしの老人がますますストレス障害になることが考えられる。
70以上	遊佐地区	各自が相手の立場、状況等を理解し、思いやりをもって助け合いながら生活できれば良いですが、家族でもなかなか大変です。

年代	地区	内 容
70以上	吹浦地区	もっと高齢者が軽い運動のできる場所があったらと思っております。夏でも冬でも（例えばグラウンドゴルフのような）遊ぶところがあればと思っております。
70以上	遊佐地区	近年弱者への配慮が希薄になってきているように感じる。もっと人の優しさがほしい。未だに無くならない人々への中傷と陰口。これは福祉以前の問題です。
70以上	稲川地区	高齢者の集まりに参加する人が、だんだん少なくなってきているように思いません。
70以上	吹浦地区	若い層の定住を図る政策をお願いしたい。
70以上	高瀬地区	福祉が必要でないときはあまり感じませんが、高齢になると誰かの力を借りないと前に進めなくなります。困ったときは一人で悩まず、誰かに相談するなり福祉に関することを知ることが大切だと思います。誰でも通る道である加齢、また、人の助けを受けないと生活できない人などいろいろあると思います。まず知ることであり、助けを受けることも大事だと思います。
70以上	吹浦地区	笑顔で苦勞しないで楽しく食事を摂って清潔で明るい環境のもと一日でも長く自立できることを目的の福祉であって欲しい。
70以上	遊佐地区	高齢者が気軽に集まれる場所（カフェみたいなどころ）がほしい。
70以上	高瀬地区	百歳体操に行けない人への自宅等に訪問して一緒に体操をしてくれたらいいと思います。
70以上	稲川地区	高齢化が進む中、健康寿命をいかに伸ばすかが重要ポイントです。令和5年度からは小学校も1校になり、（空き校舎を）どう利用するかが課題の一つです。介護施設を増やすことだけでなく、元気なお年寄りを守るのも大切だと思います。学校は調理施設もあるので、割安なランチを提供し、皆で笑顔で食べて、軽体操や輪投げ等で運動できるようなお年寄りが集える施設、自立できる人が集う場所の提供をお願いします。
70以上	遊佐地区	一人暮らしの高齢者には、民生委員からもう少し足を運んでもらい、様々な話を聞いたり、聞かせたり、してもらいたいと常に思っております。隣近所にもできない話等もあり、一人黙々としてしまいます。
70以上	蕨岡地区	免許を返納すると50年前の交通手段と同じになる。デマンドタクシー以外の交通利用を希望、少額での利用ができるようにしてほしい。
70以上	稲川地区	急に足が悪くなった最近、今まで届いていた高いものが取れなかったり、重いものは足にきます。掃き掃除も本当に不自由になります。 年を取ると、ごはんの支度が本当に辛いです。買い物も大変なのでしょうし、ゴミ出しも、洗濯物を干すのだってあがって干すの大変です。そういう人たちが遊佐町にいたら、どうか助けてやってください。 私も元気な時は、買い物やお話相手はできるのになあと何度も思いましたが、勇気がありませんでした。 自分が子育てをしていた頃は、元気なおばあさんでも手伝ってくれないものかと思ったことがありました。今は小さいうちから預けて働けるからいいですね。子育ての若い親御さん、がんばれ。
70以上	遊佐地区	福祉サービスに関わる方々は意識していると思いますが、サービスを受けざるを得なくなった時に、必要な情報提供について積極的をお願いしたい。（特に在宅サービスに関して）
70以上	遊佐地区	高齢者が多くなり、町内行事、掃除、除雪など若い世代の協力がもっと必要だと感じています。 また、災害に対して関心が薄く、本当に必要とされる人の訓練などの参加がなく、残念に思っていますし、不安を感じます。
70以上	蕨岡地区	問9、問11、問13、問23、問24、問25はいずれも孤立化していく社会の中では大切な課題で、いくつか選択するのは困難ですね。働く世代、子育て世代への援助、老後を安心して暮らせる施策はいずれも大切です。それ以前に人が人を大切にする、できる社会に戻す政策こそ最も求められることのように思います。
70以上	吹浦地区	健康支援の事業として体成分測定実施していますが、結果の見方も難しいので測定後の指導の場があってもよいのではないのでしょうか。点数が悪いと次受けないと言ってる人もいます。毎年やっていただくのはとてもありがたいことです。

年代	地区	内 容
70以上	高瀬地区	今は自分のことは自分でできますが、これから困ることが出てくるとは思いますし、その時にならないと必要なことは何か今はわかりません。ただ、その時にすぐ手を差し伸べていただける、高齢者に対しての福祉が充実していることを望みます。
70以上	西遊佐地区	本当に助けを必要とする人は声を出さないと思う。「助けて」と言うには勇気が必要だからです。「助けて」の声には寄り添ってほしいと思う。
70以上	蕨岡地区	誰でも施設に入ることのできる福祉。安心して暮らせること。
70以上	遊佐地区	福祉サービスと言われると高齢者に関することと思っている人が地区に多いのですが、ひとり親家庭に対しては住民の意識が低く、あまり触れたがらない傾向にあり、偏見を持った考えが持つてる人も多いように感じられます。特に離婚でひとり親に対して…。地域では小学生を中心に何とか事業を行い、差別せず子供会を開催したり行事を行っています。

◇全体的な傾向など

- ・子育て支援に関する町の施策は一定評価されている。ただし、保育園の受け入れ体制に不満の声が見られる。
- ・若い就労世代に対する福祉等公的支援の少なさに対する不満の声がある。高齢者・子育て世代はもちろんだが、就労世代にも何かしらの支援が欲しいという声もある。
- ・高齢者福祉に関しては、圧倒的に移動や交通手段の確保について不満・不安の声が多い。送迎バスの運行や福祉タクシー券の発行枚数を増やしてほしいなど。関連してお店や薬局の設置、移動販売車等を望む声もある。
- ・除雪に対する不満がとても多い。歳を取ると自分で除雪をすることが困難になっていくうえに、特に除雪車が通った後に寄せられる雪塊の処理に困っているという声が多々見受けられる。
- ・福祉サービスの受け方がわからなかったり、相談体制の充実や民生委員による訪問を望む声がある。各種事業やサービスの広報・周知の在り方にも課題がある。
- ・住民意識について不安の声や提言。地域活動等に対する若い世代の理解と参加、障がい者やひとり親への偏見などの解消。

2 遊佐町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域に根ざした総合的な福祉を推進するため、住民の意識及び推進すべき福祉施策の調査研究を行い、参加と協働、共生による遊佐町地域福祉計画を策定し推進するため、遊佐町地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 遊佐町地域福祉計画の策定に関すること
- (2) 遊佐町地域福祉計画の推進に関すること
- (3) その他地域福祉に関するための施策に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 行政関係者
- (3) 学識を有する者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、第3条第2項各号に該当規定する者でなくなったときは、その資格を失う。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会においては、委員長が座長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明を求めることができる。

(町民懇話会)

第7条 計画策定にあたって、広く福祉関係者等の意見を反映させるため、町民懇話会を開催できるものとする。

2 町民懇話会に関し、必要な事項は町長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当所管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 遊佐町地域福祉計画（第4期）策定委員名簿

氏名	所属機関（団体）名	職名	備考
土門 斉	酒田地区医師会	医師	委員長
大網 旬子	酒田地区歯科医師会	歯科医師	
遠田 文雄	区長連絡協議会	副会長	
佐藤 恒雄	民生児童委員協議会	副会長	
真嶋 敦子	婦人会連絡協議会	会長	
富樫 榮吉	老人クラブ連合会	会長	
佐藤 以都	食生活改善推進協議会	会長	
中川 昭男	身体障害者福祉協会	評議員	
高橋 美絵	健康推進員	代表	
佐藤 啓之	社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	
及川 久美	遊佐厚生会	理事兼特別養護老人ホ ームゆうすい施設長	
土門 勝子	遊佐町まちづくり協議会 連合会	代表	

遊佐町地域福祉計画（第4期）

令和4年3月

令和6年3月 一部改定

発行／遊佐町役場 健康福祉課

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地

TEL. 0234-72-5884 FAX. 0234-72-3317

E-mail: fukusi@town.yuza.yamagata.jp